

報告事項 2

令和5年度愛知県教員研修計画について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和5年3月23日

教 職 員 課

令和5年度愛知県教員研修計画

～未来を担う子供たちを育む「学び続ける教員」であるために～

令和5年4月1日版

愛知県教育委員会



目次

はじめに	(P. 1)
I 研修の基本方針及び研修事業における重点について	(P. 1～2)
1 研修の基本方針	
2 研修内容に関する重点	
3 研修の対象	
II 研修体系と各研修の方針について	(P. 3～8)
1 研修体系のイメージ図	
2 各研修の方針	
(1) キャリア・アップ研修	
(2) リーダー研修	
(3) スキル・アップ研修	
III 研修を奨励するための方針について	(P. 8～12)
1 「学び続ける教員」であるための研修体系の構築	
2 時代に応じた多様な形態を織り交ぜ、効果的・効率的な研修を 目指して	
3 教員の資質・能力の向上に関する指導助言等の方法について	
4 研修講師について	
5 教員サポートシステムの活用について	
IV 効果的かつ効率的な研修の推進に向けて	(P. 13～15)
1 O J T (On the Job Training) の有効活用	
2 校外研修と校内研修 (O J T) との往還	
3 研修の効果測定及びP D C Aによる研修内容の見直し	
4 大学や関係機関との連携について	
V 令和5年度愛知県教員研修計画一覧	(別表)
参考1 教育公務員特例法における研修等の扱いについて	(P. 16)
参考2 愛知が求める教師像について	(P. 16)
参考3 資質向上に関する指標について	(P. 16～17)
参考4 愛知県教員育成指標	(P. 18～22)

はじめに

グローバル化の進展や技術の進歩・加速によって、私たちは、社会、経済、環境など様々な分野において前例のない変化に直面している。そのような中で、子供たちは多種多様な課題や予測困難な時代にたくましく立ち向かい、持続可能な社会づくりの担い手として生き抜くために必要な資質・能力を身に付けていく必要がある。学校教育においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善により、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を子供たちに育成していくことが求められている。

このような教育を実現する上で、教員が絶えず資質・能力の向上に努めることは重要であり、教育の根底を支えるものであるといえる。また、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年）により、任命権者である教育委員会等による教員の「研修履歴の記録の作成」と「研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等」の仕組みが、令和5年4月1日から施行され、新たな教員の学びの姿の実現が求められている。教員一人一人が高度専門職として学校教育の直接の担い手であるという自覚をもつとともに、常に学び続ける姿勢をもち、自律的かつ主体的な研修に努め、教員としての資質・能力をいっそう高めることが重要である。

近年、教員の大量退職、大量採用の影響により、学校現場では、教員の経験年齢の不均衡化や知識・技能等の伝承の希薄化が深刻な問題となっている。また、「チーム学校」の理念のもと、課題解決のために組織的・協働的に取り組む姿勢がますます重要になってきている。そのため、学校においては、研修の成果を同僚と共有するなどして、学校組織全体として指導力向上を図り、高め合える学校文化と職場風土の醸成の必要性が高まっている。

一方、「学校における働き方改革」の視点からも教員研修が、より効果的かつ効率的なものとなるように、愛知県教育委員会では、総合教育センターと各課や各教育事務所が連携しながら、研修内容の重複等を見直し、研修の改善を進めてきた。令和3年度からの教員研修計画はそれまでの5年間をかけて行った再構築の一応の完結と捉えている。

愛知県として、未来を担う子供を育むために、学び続ける教員の研修を奨励し、力強く支援するために本教員研修計画を策定する。

I 研修の基本方針及び研修事業における重点について

1 研修の基本方針

愛知県教育委員会では、教員の学び続ける姿勢を重視するとともに、教員一人一人が発揮したい資質・能力を自ら高めていけるように、研修の基本方針を以下のとおりとする。

- 1 「あいちの教育ビジョン2025」の実現に向け、「愛知県教員育成指標」を踏まえ、経験やキャリアに応じて、教員一人一人が資質・能力を効果的・効率的に身に付けるための体系的な研修
- 2 「新たな教員の学びの姿」の実現に向けて、自律的かつ主体的な学びを促すための研修
- 3 教員一人一人の資質・能力をいっそう高めるとともに、地区リーダーの養成や学校組織全体の教育活動の活性化を図るための研修

2 研修内容に関する重点

研修の基本方針を踏まえ、人材育成、学校運営、社会の要請に寄与するために、研修内容に関する重点を以下のとおりとする。

- 学び続ける教員を支援し、素養や指導力、マネジメント力など、一人一人の資質・能力の向上及び高め合う教員集団（組織）の醸成に資すること。
- 学校が直面している教育課題の解決や、教育活動の活性化と充実に資すること。
- 急速な社会の変化に伴う教育改革の推進に対応すること。

3 研修の対象

本研修計画は、原則的には公立及び国立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園の教員を対象とする。政令指定都市の小中学校、高等学校、特別支援学校及び中核市の小中学校の教員の研修は別に定められた各市の研修計画による。

なお、以下のような場合は、愛知県教育委員会が実施する研修を受講することもある。

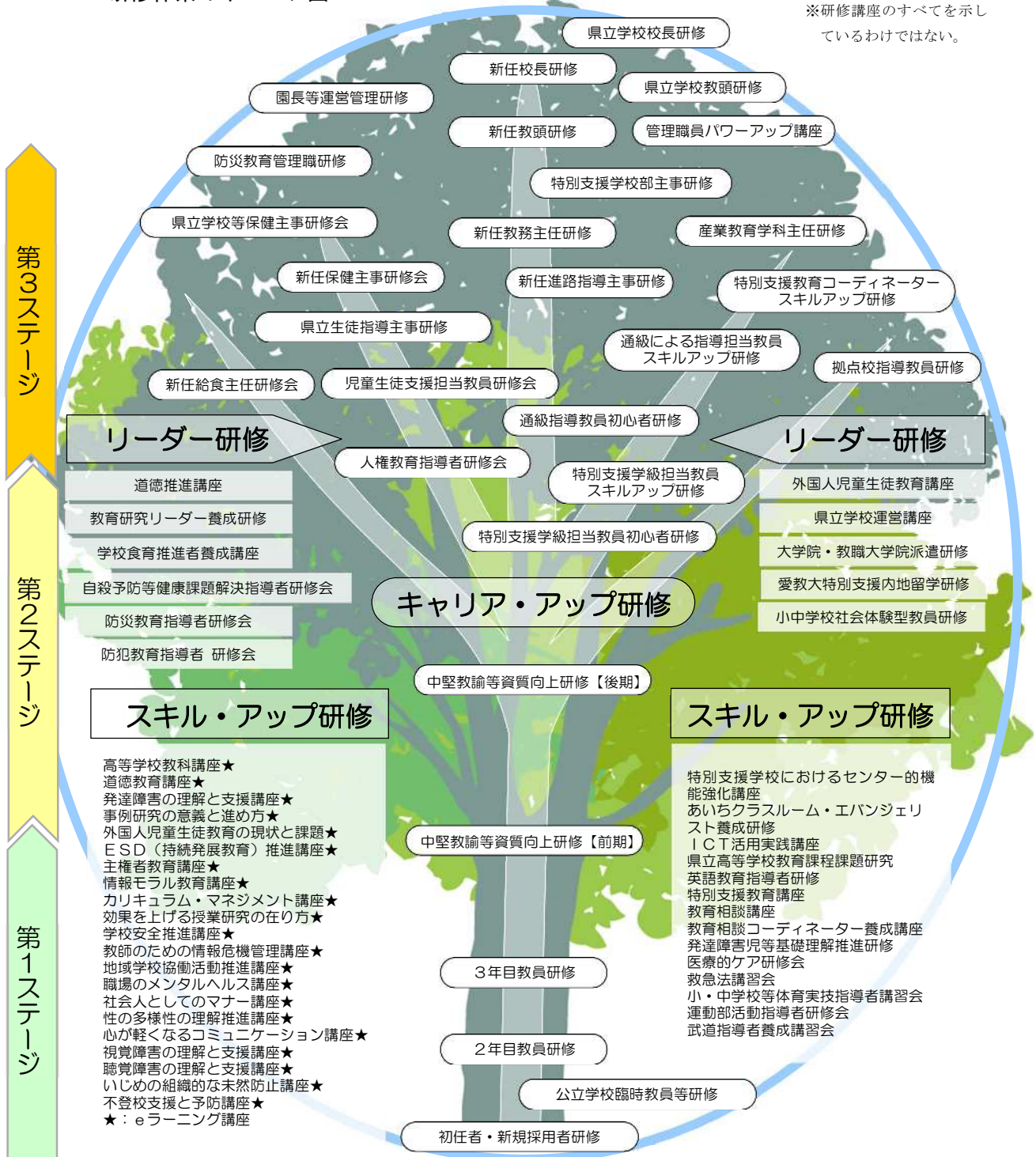
- ・ 中核市の実情により、県の研修に参加することが、より効果的であると判断し、県との協議により認められる場合。
- ・ 愛知県の全教員に対し、研修を実施する必要がある場合。
- ・ 幼児教育に関する研修において、愛知の幼児教育の充実という観点から、私立も含めた全県の幼稚園、保育所、認定こども園等からの研修参加について、協議によりその一部が認められる場合。

私立学校園については、原則各校園の研修計画によるが、必要に応じて県の研修への参加について、協議の上受け入れていく。

II 研修体系と各研修の方針について

1 研修体系のイメージ図

※研修講座のすべてを示しているわけではない。



【参考】令和2年度までの研修体系との対照表

	旧	新
研修区分	①基本研修	◎キャリア・アップ研修：悉皆研修（法定研修を含む）
	②職務研修	
	③専門研修	◎スキル・アップ研修
	④課題研修	◎リーダー研修：地区及び学校代表、派遣・推薦者による研修
	⑤長期研修	

2 各研修の方針

次に示す「キャリア・アップ研修」「リーダー研修」「スキル・アップ研修」の3つの研修の機会を生かし、教員一人一人がキャリアパスに応じて必要となる研修を受講していくことで、各分野でのスペシャリストとして、学校や地域を牽引するシニアリーダーへと資質・能力を向上させていくことを目指している。

以下に研修区分ごとの愛知県として実施する研修の方針の概要を示すとともに、「研修のねらい、受講対象者、募集、予定人数、日数、期日、会場、教員育成指標との関連、研修の主管等」については、別表の教員研修計画一覧で示す。

(1) キャリア・アップ研修

「教員育成指標」を踏まえ、キャリアステージに応じた資質・能力の向上を目指す研修体系の根幹となる研修である。

※教育公務員特例法に規定されている「初任者研修」、「中堅教諭等資質向上研修」をはじめ、教職経験や特定の職務を担うことになった場合など、各教員がキャリアに応じて必要となる基本的な資質・能力の向上を図るための悉皆による研修である。

<主に教員としての基盤づくりのための研修の概要>

ア 初任者研修・新規採用者研修

新任教員に対して、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、教員として必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。教員育成指標の第1ステージにあるように、教員としての基礎を固める研修を実施する。

※初任者研修については、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実施する。

- 小学校初任者研修、中学校初任者研修、高等学校初任者研修
特別支援学校初任者研修
- 新規採用養護教諭研修、新規採用栄養教諭研修、幼稚園等新規採用教員研修
県立学校新規採用実習教員・寄宿舍指導員研修

- 教員として必要な基礎・基本を実践的に学ぶ機会とする。
- 同期の教員同士が協議したり協働体験をしたりして、同僚性を構築する場とする。
- 県教育委員会関係各課、総合教育センター、県立校長会、教育事務所、市町村教育委員会が連携しながら、効果的・効率的な研修を実施する。
- 校内研修の拡充のため、研修指導員等を配置するなどし、校内での充実した研修

体制を確立する。

- より実践的な研修とするために、研修講師を大学教授中心ではなく、学校現場の教員を中心に計画する。

イ 少経験者研修（2年目教員研修、3年目教員研修）

初任者研修後の課題に対応して、経験に即した体系的な研修の一環として、少経験者の資質・能力の向上を図り、丁寧にフォローする。また、愛知の公教育を担う教育者としての立場や役割及び使命を再認識させる。

- 小学校2年目教員研修、中学校2年目教員研修、高等学校2年目教員研修
特別支援学校2年目教員研修
- 小学校3年目教員研修、中学校3年目教員研修、高等学校3年目教員研修
特別支援学校3年目教員研修
- 養護教諭少経験者研修【保健管理】【保健教育】
- 栄養教諭少経験者研修【食に関する指導】【給食管理】

- 初任者研修後、独り立ちし始めたばかりの教員が同期の教員と課題解決に向けて、協議等を通じてよりよい教育や自らの資質・能力の向上について模索する研修とする。
- 教育者としての立場や役割及び使命の再認識をする機会とする。
- 少経験者に対するメンタルヘルス面でのサポートをする機会とする。
- 養護教諭の研修では、保健管理、保健教育に関する内容について、栄養教諭の研修では、食に関する指導、給食管理について、専門的な理解を深め、実践力を身に付ける。

ウ 中堅教諭等資質向上研修

教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての自覚の涵養、専門性の向上、得意分野の伸長等により資質・能力の向上を図る。

※本研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行（平成29年4月1日）に伴う教育公務員特例法の第24条で規定された「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。

- 小学校中堅教諭資質向上研修【前後期】、中学校中堅教諭資質向上研修【前後期】
高等学校中堅教諭資質向上研修【前後期】
特別支援学校中堅教諭資質向上研修【前後期】
- 中堅養護教諭資質向上研修【前後期】、中堅栄養教諭資質向上研修【前後期】
- 幼稚園等中堅教諭資質向上研修

- 指導力の育成とともに、マネジメント力の育成をより重視した研修とする。
- ミドルリーダーとしての自覚や意識改革を促す場とする。
- 必要な資質・能力の向上のため、校外研修とOJTとを効果的・有機的に結び付け、学校の教育活動の活性化を図る。
- 研修受講の弾力化を図り、必要な時期に必要な資質・能力の向上を目指す。
- 研修内容を分散化することで、研修参加への負担感を軽減するとともに、個人の「学び続ける姿勢」を育む。

<主に職務に関する研修の概要>

職務や役割を果たす上で必要となる、専門的かつ実践的な知識を身に付け、マネジメント力や指導力等の資質・能力の向上を図る。

- 拠点校指導教員研修<小中学校、特別支援学校> 通級指導担当教員初心者研修
- 特別支援学級担当教員初心者研修 新任進路指導主事研修<中学校、県立学校>
- 県立学校新任生徒指導主事研修 保健主事研修会 高等学校実習教員研修
- 産業教育学科主任研修 特別支援教育コーディネータースキルアップ研修
- 県立高等学校司書教諭研修会 衛生管理者等研修会 新任給食主任研修会
- 学校食育推進研修会 主任養護教諭連絡協議会 県立学校情報化推進研修
- 児童生徒支援担当教員研修会 県立学校新任ネットワーク担当者研修
- 防災教育管理職研修 新任教務主任研修<小中学校、県立学校>
- 特別支援学校部主事研修 管理職パワーアップ講座(部主事)
- 園長等運営管理研修 新任教頭研修<小中学校、県立学校>
- 新任校長研修<小中学校、県立学校> 公立学校の臨時教員等研修
- 指導改善研修 など。

- 新たな職務を得て、職務遂行上必要な知識や考え方を学ぶ場とする。
- 該当の職務の新任者全てを対象に行う(悉皆研修)。
- 同種の職務での学校間でのネットワークづくりや情報交換をする場とする。

(2) リーダー研修

教育の諸課題に対する理解や実践力を高め、学校や地域の教育をリードする教員の養成のための研修である。研修後は、個人の資質・能力の向上だけでなく、自校や地域において研修成果を基に実践し、専門的な知見を広め、教育活動を推進することをねらいとしている。

- 幼児教育講座 保育技術講座 道徳推進講座 学校保健講座
- 外国人児童生徒教育講座 ストレスマネジメント研修
- 自殺予防等健康課題解決指導者研修会
- 特別支援教育に係る管理職リーダーシップ向上研修 防犯教室指導者講習会
- 県立学校等交通安全指導者研修会 学校事故対応講習会
- 特別支援学校教育課程講習会 道徳教育パワーアップ研修会
- 高等学校教育課程研究員研修会 教育研究リーダー養成研修
- 県立学校運営講座 教育相談特別研修 小中学校社会体験型教員研修
- 大学院及び教職大学院派遣研修
- 愛知教育大学特別支援教育特別専攻科内地留学研修
- 国立特別支援教育総合研究所特別支援教育専門研修 など。

- 各分野でのスペシャリストとして、学校や地域を牽引するシニアリーダーとなるために、資質・能力の向上を図る研修を実施する。
- 学校以外の諸施設、大学、企業等へ派遣し、研修者に多様な体験を積み、最先端の教育法や教育技術を研究したり、人材育成、人事管理等を学んだりして、学校運営に生かす研修を実施する。
- 教員育成指標にある「多様性への理解と教育支援」を踏まえ、特別支援教育や外国人児童生徒教育を充実させるための愛知県独自の研修を実施する。

(3) スキル・アップ研修

自由応募を基本として、教員としての専門的な知識・技能を補完し、進展させる研修である。そして、悉皆研修であるキャリア・アップ研修に対して、教員としての自らのキャリアを補うための自律的かつ自主的な研修である。
今日の課題や職務上の課題等を主題にしたeラーニングのコンテンツも整備している。

- あいちクラスルーム・エバンジェリスト養成研修 ICT活用実践講座
- 看護科講座 学校農園活用講座 保育技術講座 特別支援教育講座
- 安全教育実技講座※ 理科観察・実験指導基礎講座
- 学級・学年づくりに生かす教育相談講座 教育相談コーディネーター養成講座
- いじめ・不登校など今日の課題に対応する教育相談講座 職場のメンタルヘルス講座
- 外国人児童生徒教育講座 小学校英語の基礎講座 情報モラル教育講座
- 発達障害の理解と支援講座 ESD（持続発展教育）推進講座
- 特別支援学校におけるセンター的機能強化講座 医療的ケア研修会
- 発達障害児等基礎理解推進研修 学校安全推進講座 主権者教育推進講座
- 校内研修と授業研究の効果的な進め方講座 カリキュラム・マネジメント講座
- 教師のための情報危機管理講座 地域学校協働活動推進講座 農業技術講座
- 県立高等学校教育課程課題研究 体育実技指導者講習会 体育担当者研修会
- 武道指導者養成講習会 運動部活動指導者研修会 養護教諭研究協議会
- イングリッシュハブスクール事業地区別授業研修 など。

※本講座は、3年間のローテーション〔小型車両系建設機械運転業務特別教育講習〕
→〔フォークリフト運転業務特別教育講習〕→〔大型特殊自動車〕

- 今日的課題や職務上の課題に対応するため大学教員や専門家を講師とした専門性の高い内容に重きを置いた研修とする。
- eラーニングを有効活用して、自主的かつ効率的な研修の機会を充実させる。
- 「新たな教員の学びの姿」の実現に向けて、自ら学ぼうとする研修者のニーズに応える自由応募の研修とする。
- 教員育成指標にある「多様性への理解と教育支援」を踏まえ、特別支援教育、外国人児童生徒教育や性の多様性への理解等を充実させるための愛知県独自の研修を実施する。
- G I G Aスクール構想の実現のための I C Tの研修を充実する。
- 愛知県総合教育センター農業教育共同実習所を活用した研修を設定する。

Ⅲ 研修を奨励するための方針について

1 「学び続ける教員」であるための研修体系の構築

教員が生涯にわたって、そのキャリアや経験に応じて、自らの素養、指導力、マネジメント力を高め、教員としての資質・能力の向上に努めるために、Ⅱで示したように学び続けることができる研修体系を構築してきた。これまで初任者研修、10年経験者研修の2箇所に集中していた各種研修プログラムの分散化を行い、多忙感の解消を図り、教職経験のより早い段階から中堅教諭等（ミドルリーダー）の育成を行うことができるようにした。現在必要な能力に加え、将来必要になる能力をその前から育てるという視点に立っている。また、教員個人の能力を育てることが、集団（チーム）の能力を育てることにつながり、高め合える学校文化と職場風土の醸成につながると考えている。

まず、「初任者研修」、「新規採用者研修」では、教員育成指標の第1ステージにあるように、教員としての基礎を固める研修を実施している。

次に、初任者研修後の課題に対応して、独り立ちした教員を丁寧にフォローして指導力等を高めていくために、「少経験者研修」として2年目教員研修、3年目教員研修を実施する。これにより、初任者研修を修了した者が学びを途絶えさせることなく、継続して学び続けることを支援する。

そして、令和3年度より小中学校・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の5年経験者研修を廃止し、10年経験者研修を前期・後期制の中堅教諭等資質向上研修として実施している。前・後期中堅教諭等資質向上研修を併せて法定研修とする。これは、教員の年齢構成の若返りが進む中、ミドルリーダーが不足しているという課題があり、より早い段階からミドルリーダーの自覚を高め、役割を果たすための研修を行い、資質・能力を高める必要があるためである。

さらに、教員の勤務の状況や学校事情を踏まえるとともに、働き方改革の視点からも、効果的かつ効率的な研修となるように、令和4年度より中堅教諭等資質向上研修の受講の弾力化を開始し、将来的には、受講の弾力化の幅をいっそう広げられるような柔軟な研修制度の構築を目指している。

2 時代に応じた多様な形態を織り交ぜ、効果的・効率的な研修を目指して

校外研修には、①集合型研修、②eラーニング研修（非同期型）、③オンライン研修（同期型＝双方向型）、④個別訪問型研修がある。ICT環境の充実により、オンライン研修等の可能性が増す中、従来の集合研修のよさや必要性とも併せて、ハイブリッド型の研修を構築していくことで効果的・効率的な研修を目指していく。その際、勤務校や市町村の実態も踏まえながら、無理のない形でベストミックスな形となるように研修を進めていく。

① 集合型研修	総合教育センターや他の会場に集合して、一斉に行う研修である。お互いに顔を見て、全体の雰囲気共有しながら協議をしたり、情報交換をしたりして、深いコミュニケーションを図るのに効果的である。
② eラーニング研修 （非同期型）	決められた期間で、校務の中で都合のよい時間帯に視聴できるインターネットを用いた研修。短時間の講義等の視聴に向いている。
③ オンライン研修 （同期型＝双方向型）	インターネットを用いて、リアルタイムで双方向通信を行い、意思疎通を図る研修。交流の仕方が限定的であるが、出張等の時間と経費を省くことができる。
④ 個別訪問型研修	講師が研修者の学校に訪問して指導する研修。少人数が対象の研修に向いている。

3 教員の資質・能力の向上に関する指導助言等の方法について

(1) 対象となる教員の範囲

- 公立の小学校等の校長及び教員

「公立の小学校等」…公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園

「校長及び教員」…校長（園長を含む）、副校長（副園長を含む）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定する臨時的に任用された者等を除く）

(2) 研修履歴の記録の目的

- 「新たな教員の学びの姿」の実現に向け、研修履歴の記録を活用することにより、各教員が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的とする。

(3) 研修履歴の記録の範囲

- ① 国が示す必須記録研修等
 - i) 研修実施者（※）が実施する研修
 - ii) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
 - iii) 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

② 資質向上のための取組のうち任命権者（県）が必要と認める研修等

- ・職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等
- ・学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
- ・教員が自主的に参加する研修等

※研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者

(4) 研修履歴の記録の内容

- 研修名、主催者、受講年度、期日、場所（オンラインの場合はその旨）、教員育成指標との関係、振り返りや気付きの内容、研修レポートなど

(5) 研修履歴の記録の方法

- 教員サポートシステムまたは研修履歴記録用エクセルファイル(ポートフォリオ)に、毎年度、「研修履歴の記録の内容」で示す事項について、記録を残し蓄積していく。記録の保存期間は、任命権者が定める行政文書の管理に関する規定に伴い、5年間とする。ただし、システム管理で可能な場合は、現職教員の入職から現在までの研修履歴の記録を保存しておく。
- 記録すること自体が目的化しないようにするとともに、過度な負担とならないよう、記録の簡素化に留意する。

(6) 研修履歴の記録の時期

- 「研修履歴の記録の方法」に応じて、各教員が研修実施後随時または対話に基づく受講奨励が行われる期末面談等の前にまとめて記録する。

(7) 研修履歴の記録の閲覧・提供

- 任命権者は、各教員と学校管理職が行う対話に基づく受講奨励において活用するために研修履歴の記録を、当該教員及び管理職に提供する。また、任命権者、服務監督権者、学校管理職、教員が研修履歴を共有する。

(8) 対話に基づく受講奨励の方法・時期

- ① 学校管理職以外の教員への対話に基づく受講奨励
- 指標や教員研修計画を踏まえつつ、研修履歴を活用して行う対話に基づく受講奨励については、直接の指揮監督に服し、所属職員の日常の服務監督を行う校長が行う。ただし、校長の指示のもと、県立学校にあつては、副校長や教頭、部主事が面談を行ったり、市町村立小・中・義務教育学校にあつては、副校長や教頭が面談を行ったりして、校長に報告することも可能とする。面談に当たっては、「研修履歴を活用した指導助言等の手引」を参照する。

【期首面談】時期（6月～8月頃を目安に）

※教職員評価に関する面談と同時に実施する等工夫する。

面談では、学校管理職等は「指標・教員研修計画や教員個人の職責・経験・適性に照らした人材育成の観点」や「学校が目指す教育を進めるために必要な専門性・能力の確保の観点」などから、過去の研修履歴を活用した研修受講の奨励（情報提供や指導助言）を行う。教員は、「自らの専門性を高めるために主体的に学びをマネ

ジメントする観点」や「学校を支える力を獲得・強化することを目標にした、自らの職能開発のニーズの観点」から目標設定をする。

【期末面談】時期（1月～2月末頃を目安に）

※教職員評価に関する面談と同時に実施する等工夫する。

当該年度の繁忙状態等を考慮したうえで各教員の職能開発の参加状況、OJTや校内研修等の実施状況を踏まえ、研修履歴を振り返りながら、今後の資質向上のために指導助言を行う。各教員は、研修履歴を活用しつつ、OJTや校内研修、校外研修などによる学びの成果や自らの成長の実感、今後の課題などを振り返る。面談を通じて、経験段階に応じて指標に示された資質能力がどれくらい身に付けられているかを確認・共有するほか、次年度以降の職能開発の目標を話し合うようにする。ただし、面談までに研修履歴の記録が完了していない場合は、期末面談までに修了している研修と所感（振り返り）のみ記入した上で面談を実施する。

その他、「教員の意欲や主体性の尊重」「学校組織としての総合的な機能の発揮」「教員個人の人材育成」の観点などから、定型的な面談のほか、各学校の工夫により様々な機会をとらえて、対話に基づく受講奨励を行うことも考えられる。

② 校長等の学校管理職への対話に基づく受講奨励

法律に基づく研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の対象には、校長等の学校管理職も含まれる。校長以外の副校長や教頭、部主事については、基本的に校長が研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行う。校長については、服務監督権者である教育委員会等が、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の主体となる。

◇ 「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」に関する教育委員会の役割分担

<p>①任命権者【研修履歴の作成・提供等】</p> <p>【主幹課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員課 ○ 総合教育センター（教員サポートシステム） <p>【所管課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校…高等学校教育課 ○ 特別支援学校…特別支援教育課 ○ 小・中・義務教育学校…義務教育課 ○ 養護教諭・栄養教諭…保健体育課 ○ 幼稚園等教諭…市町村教育委員会もしくは市町村関係部局
<p>②指導助言者である教育委員会【相談・情報提供・指導助言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校…高等学校教育課 ○ 特別支援学校…特別支援教育課 ○ 小・中・義務教育学校…市町村教育委員会 ○ 養護教諭・栄養教諭…高等学校、特別支援学校は保健体育課、 小・中・義務教育学校は市町村教育委員会 ○ 幼稚園等教諭…市町村教育委員会もしくは市町村関係部局

4 研修講師について

研修の奨励のためには、以下のように研修講師への計画的な依頼を通じた、教育文化の継承、改善、将来を見据えた人的交流が有効である。

- 専門的な知見を有する大学教授等に講師を依頼するとともに、学校現場の教員を研修講師として積極的に活用する。県内の各地区の実践者（研修講師）がそれぞれの特色ある実践を基に、研修で指導・助言を行うことにより、県内において実践の還流を起し、高め合うことにつなげる。
- 学校の研修講師自身も、中央研修などの研修を受講した経験や様々な実践に取り組んできた経験を広く還元したり、講師経験を積んだりすることにより研修の機会を自らが教育的リーダーとして成長できる場とする。

5 教員サポートシステムの活用について

教員サポートシステムとは、各学校や各教員のパソコンからアクセスして、教員自らの研修受講履歴や今後受講できる研修の予定等を確認したりすることができるシステムである。また、研修の受講申し込みや研修資料の受け取りについても可能となるシステムである。県教育委員会各課、教育事務所、市町村教育委員会でも閲覧でき、研修にかかわる様々な確認が容易にできるようになる。

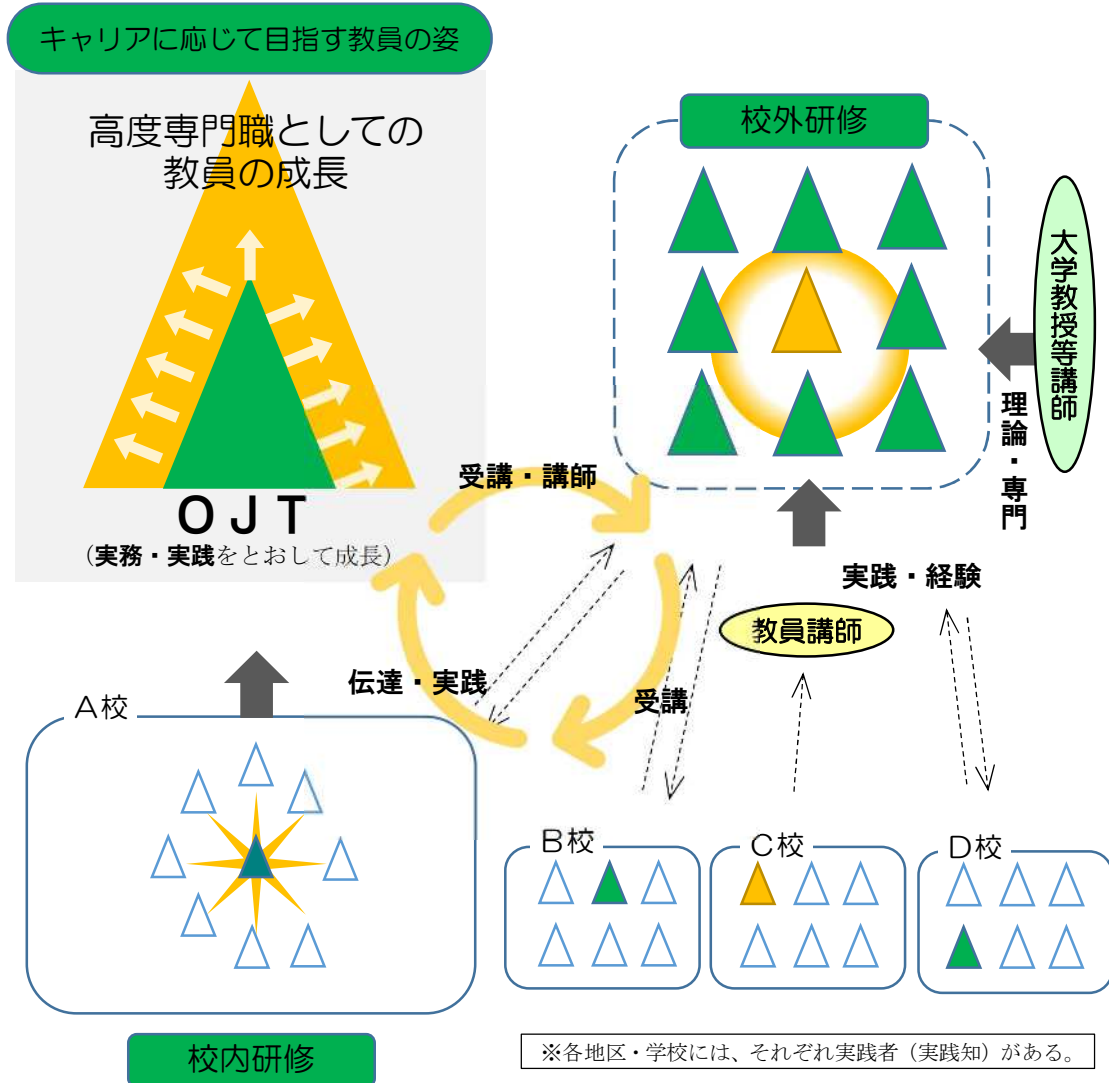
令和4年度から本格的に運用を開始し、有効な活用方法を構築している。

教員自らが研修の受講履歴を確認し、自らが必要とする研修を知り、必要な時期に選択して受講するなど、主体的に学び続ける研修を奨励するために、教員サポートシステムを活用できるようにする。これは、各教員が進展させるキャリアが一様なものではなく、複数に分かれるものであるという理解に立ち、指標を踏まえた各個人の「適性」や「長所」に応じたキャリアパスを重視した研修を推進するためである。すなわち、全ての教員が教員育成指標におけるシニアステージにある資質・能力を身に付けることが目的ではなく、教員一人一人の「適性」や「長所」を自覚して、十分に発揮できる学校運営組織の構築を目指している。

また、学校現場の教員が研修講師を務める機会が多くあるが、教員サポートシステムを活用して、これまでの研修履歴等を把握しながら、研修講師を務めることができる人材を発掘することも可能となる。

IV 効果的かつ効率的な研修の推進に向けて

【人材育成モデル】



1 OJT (On the Job Training) の有効活用

OJTとは、日常の業務を遂行する中で、教員としての資質・能力を、意図的・計画的・継続的な視点を持ち、高めるための取組である。職場において研修の時間を新たに設定して取り組むものではなく、研修者自身が、研修の目的意識をもちながら、自ら調べたり、同僚に相談したり、先輩や管理職に具体的な指導・助言を仰いだりしながら、日常の業務を遂行する中で、資質・能力を高めていく活動である。

「教員は学校で育つ」という理念のとおり、実務と重ね合わせたOJTは、具体的かつ実践的な研修となると同時に、働き方改革も踏まえた有効な研修とすることができる。

「学び続ける教員」であるためには、能力（知識・技能）を高めるだけでなく、学ぼう

とする意欲を喚起することが大切である。課せられた研修だけでなく、日頃から課題意識をもって自己研鑽に取り組むことが、教員としての資質・能力の向上につながる。

研修者自らがキャリアや職責を踏まえ、資質・能力を高めるために、自主的に受講できるスキル・アップ研修（eラーニング研修や講座）等の充実も進めていく方針である。

2 校外研修と校内研修（OJT）との往還

教員研修は、大きく校外研修と校内研修（OJT）に分けられる。両研修が関連性を持ち往還することで、効果的・効率的に教員一人一人の資質・能力の向上を目指すことができる。まず、校外研修で行う予定の演習や講義を踏まえて、事前に校内での課題を整理したり、校内研修の内容を組み立てたりする。次に校外研修では、新たな知見を得て、実践方法を学んだり、実践のきっかけを手に入れたりすることができる。そして、所属校に戻ってから実践したり、校内で追究して深めたりすることで主体的で深い研修とすることができる。さらに、次の校外研修に持ち寄り、深めた内容で協議する工夫も考えられる。これらを有機的に結び付け、往還させることで、研修効果を高めることができる。

3 研修の効果測定及びPDCAによる研修内容の見直し

研修後の振り返りやアンケート結果を基にした検討をPDCAにつなげ、研修者にとって、さらに質の高い効果的かつ効率的な研修プログラムとなるように改善を図っていく。研修事業の評価については、短期的目標、中・長期的目標を踏まえ、次の3点を評価活動の共通認識として、費用対効果も含めて検討して、条件整備を進める。

- ①連続性：前年度9月から当年度8月までの個別の自己評価を次年度の研修事業計画に反映させる。
- ②継続性：評価結果を累積し、経年変化を分析して将来構想に反映する。
- ③即時性：各回における個別の自己評価を次回以降の研修内容や運営方法の改善に反映する。

(1) 事後評価

研修後の振り返りにより、研修の講義や協議が「分かりやすかったか」「役に立ったか」等だけでなく、「今後自分の学校や自分の役割でどのように生かしていきたいか」を記述することで、研修の深まりや研修効果を把握するようしていく。

- ・各研修講座の事後レポートでは、①必要度、②内容理解度、③目的達成度、④活用度、⑤運営効果度、⑥満足度について調査し、効果測定を行う。⑥満足度については継続調査とする。
- ・初任者研修・中堅教諭等資質向上研修は、受講の記録（振り返りシート）を活用して研修者の変容を追跡しつつ、観察による評価を行う。
- ・初任者研修・中堅教諭等資質向上研修以外の年度内に複数回ある研修・講座では、第1回から最終回までの期間で研修成果の還元度等の調査を実施する。
- ・長期研修を中心として、数年を経過した中長期的スパンでの事後評価の在り方の検討を続ける。

(2) 管理職による評価

各教員が年度内に受講した研修については、校長等による面談の中で「年度初めの事前評価」と「年度終わりの事後評価」により、研修の奨励や振り返りを行い研修の意義と成果の確認を行う。

(3) 関係者評価

総合教育センターを核として県教育委員会が進める研修改善の方向性を確かなものにするため、次の視点で大学や関係機関、外部有識者から意見を聴取する。

<視点>

- 「愛知県教員育成指標」を踏まえた研修計画や体系的な研修の在り方について
- 学校の抱える諸問題解決の契機となる研究・研修の在り方について
- 大学及び教職大学院の研究とセンターでの研究・研修との協働について

(4) 教員サポートシステムを活用した評価

教員サポートシステムを活用して、研修の受講履歴管理とも併せて、研修のよりよい効果測定についても研究を進める予定である。

4 大学や関係機関との連携について

平成28年11月に公布（施行は平成29年4月）された教育公務員特例法の一部改正法を受けて、教員等の養成・採用・研修を通した一体的な改革を推進し、研修改善の方向性を確かなものにするため、大学や関係機関と連携し、以下のような会議等で検討を進める。そして、大学教員や有識者、関係機関と連携し、多様な教育課題に対応することができるように、多面的・多角的な意見を聴取しながら、時代に応じたよりよい研修を実施できるように努める。

また、総合教育センターの教育研究事業の研究成果を研修事業に生かし、eラーニングのコンテンツ化等により、広く普及させるように工夫する。

<関係者会議>

- 教員の資質向上に関する協議会
- 総合教育センター運営会議
 - ・教育事務所総合教育センター委員会
 - ・教育事務所担当者会
 - ・県立学校総合教育センター委員会
 - ・小中学校総合教育センター委員会
- センター・大学連携協議会
- 愛知教育大学教員研修連携協議会
- 愛知県教員研修計画策定WG など。

V 令和5年度 愛知県教員研修計画一覧

※別表参照

参 考

1 教育公務員特例法における研修等の扱いについて

○ 教育公務員特例法第21条

「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」

○ 教育公務員特例法第22条

「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。」

2 愛知が求める教師像について

愛知県教育委員会においては、「愛知が求める教師像」として、以下の6つの教師像を従来から定め、教員採用時に提示している。

- (1) 広い教養と豊富な専門的知識・技能を備えた人
- (2) 児童生徒に愛情をもち、教育に情熱と使命感をもつ人
- (3) 高い倫理観をもち、円満で調和のとれた人
- (4) 実行力に富み、粘り強さがある人
- (5) 明るく、心身ともに健康な人
- (6) 組織の一員としての自覚や協調性がある人

3 資質向上に関する指標について

平成29年4月に教育公務員特例法の一部改正法が施行され、公立の小中学校等の校長及び教員の任命権者は、「教員の資質の向上に関する指標」を定めるとともに、これを踏まえた「教員研修計画」を定めることとされた。これを受けて、愛知県教育委員会では、「教員の資質向上に関する指標等策定協議会」を設置し、協議を重ね、平成29年11月に「愛知県教員育成指標」を策定、公表した。

これは、愛知県の小中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務している全ての教員が、今後どのような資質・能力を発揮し、どのような姿を思い描きながらキャリアを積んでいけばよいのかを指し示す羅針盤となるように作成したものである。

○『教員育成指標』とは

教員として磨いていってほしい資質・能力の項目を縦軸に、着任時の姿から基盤づくり、ミドルリーダー、シニアリーダーというキャリアステージを横軸に、それぞれのステージで目指す姿を示している。

教員として、自分が、現在どのキャリアステージにいて、どのような力を発揮する必要があるのか、次に何を目標していけばよいのかを考え、行動するための道しるべとなるものである。

養護教諭や栄養教諭の指標については、それぞれの専門的な職能も加えて示してある。

校長については、トップリーダーとして高い見識と広い視野をもち、よりよい学校運営を行う上で必要な資質・能力を示した。教頭については、シニアリーダーとしての資質・能力の充実を図るとともに、校長の指標も意識しながら、校長の補佐としての役割を担えるように考えてある。

○ 魅力ある教員を目指して

教員一人一人には、様々な個性や適性があり、それぞれの得意な分野を生かしつつ、苦手分野にも取り組みながら、必要な資質・能力を身に付け、学校における教育活動に貢献できる教員となってもらいたいと考えている。

そこで、まず指標全体を眺めて、自分がどのキャリアステージに位置するかを判断する必要がある。

例えば、自分は第2ステージに当てはまると思えば、そこで十分に力を発揮できるよう努力し、さらに次のステップとなる第3ステージに目を向けて、その姿を思い描いてその実現に努めていくことができる。また、キャリアステージや立場に関わらず、同僚として支えたり、経験を生かした助言をしたりして、学校全体にも目を配り、周りの教員をリードできる魅力ある教員を目指してほしいと考えている。

初任者は、「これから教員としてどのように歩んでいこうか」という目標を定める上で、経験を積み重ねながら、指標に示された教員像を目指し、近づいていってほしいと考えている。

校長は、そんな一人一人の教員の個性や適性を「チーム」として生かしながら、活力ある学校づくりを目指していただきたい。

この『教員育成指標』を活用することにより、愛知県の教員一人一人が、目標と自覚をもって仕事に取り組み、未来を築くたくましい子供たちを育成するための教育活動を、力強く推進していくことができることを願っている。

4 愛知県教員育成指標

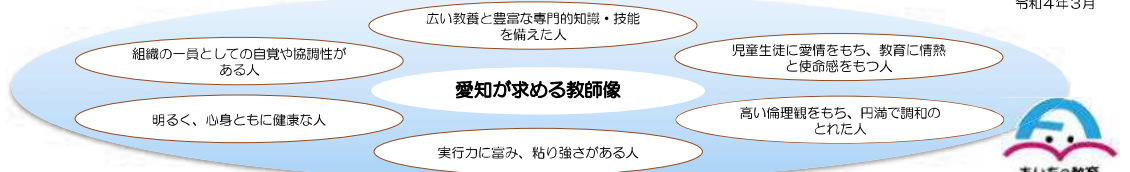
【教諭】、【養護教諭】、【栄養教諭】、【校長】の4種類を次頁以降に示す。

【ダウンロード】

愛知県教育委員会 > 教職員課 > 「愛知県教員育成指標」について

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyosyokuin/ikuseisihyou.html>

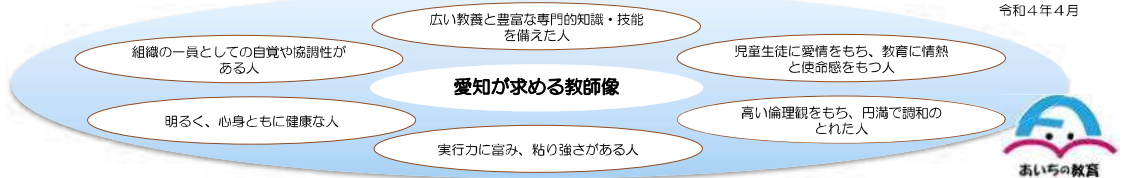
愛知県 教員育成指標 【教諭】



ステージ	愛知県が求める 着任時の姿	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する	
資質・能力					
素養	教育的愛情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。			
	倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間姿を追究する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。			
	自己教育力・創造的思考力	○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいこうとする。			
	コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。			
指導力	児童生徒理解	○子供の発達の段階や成長に関わる基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の意義や重要性を認識し、一人一人に愛情をもち積極的に関わろうとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。	○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。 ○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよりよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。
	学習指導	○学習指導要領を基に、発問や板書、環境の構成などの基礎的な指導技術を身に付けたり、指導計画に従い、実践したりしようとする。	○適切な発問や読みやすい板書、ICTの活用、意図的な環境の構成などの基本的な授業力身に付け、児童生徒の主体的な学びを引き出す指導力を培い、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けた授業改善に取り組む。 ○児童生徒の実態を把握し、授業のねらいを明確にして教材教具の工夫をするなど、事前の教材研究の大切さを理解して授業をする。 ○他の教員から学ぶなど自分の指導を改善しようとする。	○児童生徒の身近な社会・生活につながるような授業・単元の構想の工夫をし、ICTも活用しながら、主体的な学びを支える指導技術に習熟し、個別最適な学びや協働的な学びの実現を図る。 ○自らの授業改善、指導力向上に努めるとともに、専門性を高め、他の教員の授業に対して適切な助言をする。 ○校内研究会、校外研修会の企画・運営に携わり、校内研究体制の推進を図る。	○高い専門性を基に、周りにある教育資産や新しい指導方法、ICTを効果的に取り入れ、他の教員の模範となる主体的な学びの実現に向けた授業を行う。 ○学力向上や授業改善、授業評価などの視点を常にもち、学年や教科の授業改善をリードする。 ○学校全体の学習指導上の諸課題を把握し、校内の教育課程や授業づくりについて改善の視点で考え、組織的に実践を進める。
	生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手だてを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えるとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学年・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手だてを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点をもって、組織的な取組を促す。 ○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見通しをもち、教職員に対して指導・助言をする。 ○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気付く、適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携を深め、問題解決のための体制づくりをする。
	多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができる。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。	○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○人権や個々の価値観を大切にする教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。 ○関係諸機関や専門家などとの連携を積極的に図る。
	学級経営・学年経営・学校運営	○理想とする児童生徒の姿や自分自身の姿をもち、その実現に向けて、実践しようとする。 ○学校教育の意義や教育に関する今日的課題などの教育に関わる情報を積極的に得ようとしている。	○学校教育目標を理解し、児童生徒の実態に合わせ、学級経営や教科経営の方針を立て、一貫性のある指導を行う。 ○学級内における良好な人間関係づくりを行う。 ○学年主任や他の教職員と協力しながら学年経営に参画する。 ○校内組織での自らの役割を自覚し、計画的に自らの職務を遂行する。	○学年や教科、分掌などの運営の中核となって、学校教育目標の実現に向けて工夫改善する。 ○分担された校務分掌について、目標や改善の視点を明確にして調整・実行する。 ○児童生徒同士のコミュニケーションを促進するとともに、個の特性を的確に捉え、学年や分掌における課題に応じた適切な対応策を提案する。 ○経験の浅い教職員に積極的にアドバイスをし、学校全体の組織力の強化を図る。	○学年経営や学校運営に参画し、課題の解決を図るとともに、他の教職員の学級・学年経営に適切な支援、助言を行う。 ○学校運営について創造的なビジョンの構想やプランの構築に参画し、改革意識をもって教育活動を活性化させる。
マネジメント力	学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。	○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関との協力体制を確立する。
	同僚との連携・協働	○社会人として良識ある言動をし、円滑な人間関係をつくらうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○チームリーダーとして、教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに気付く、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	○自らの経験を生かし、自校の課題に中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。 ○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。
	地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異職種との教職員との連携・協力を推進する。	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。 ○地域に貢献する活動を企画・調整する。

※特別支援学校においては幼稚部を含む。

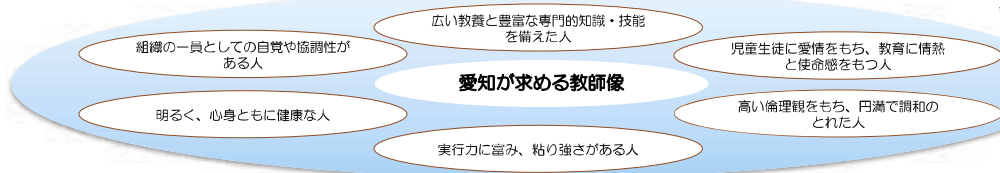
愛知県 教員育成指標 【養護教諭】



ステージ	愛知県が求める 着任時の姿	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する	
資質・能力	<p>教育的愛情・使命感・責任感 ○児童生徒の伸びようとする姿を捉え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。</p> <p>倫理観・人間性・行動力 ○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間性を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。</p> <p>自己教育力・創造的思考力 ○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいこうとする。</p> <p>コミュニケーション力 ○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。</p>				
素養	児童生徒理解	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。	○様々な情報に基づいて児童生徒一人一人の状況や変化を的確に捉え、適切な指導方針を立て、児童生徒を理解しようとしている。 ○児童生徒が互いを尊重し、学級・学年及び学校全体をよりよくしようという意識と広い視野をもてるように促す。	
	生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手だてを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えるとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学級・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手だてを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上の視点をもって、組織的な取組を促す。 ○生徒指導を組織的・計画的に行うための長期的な見通しをもち、教職員に対して指導・助言をする。 ○他の教職員の抱える生徒指導・進路指導上の問題に気付く、適切な助言をする。
	多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができる。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。	○校内委員会など組織的・継続的な指導や支援体制を整え、学校全体の視点でインクルーシブ教育を推進する。 ○人権や個々の価値観を大切にする教育の推進者として、経験の浅い教職員の相談や助言を行う。 ○関係諸機関や専門家などとの連携を積極的に図る。
	保健教育	○学習指導要領を理解し、養護教諭の専門性を生かして、個や集団を対象に取り組もうとする。	○児童生徒の実態から健康課題を捉え、保健指導計画の作成に参画し、実践する。 ○必要に応じて学級担任等との連携やICTの活用などをして、児童生徒の実態や科学的根拠を踏まえた保健教育を行う。	○校内の連携や外部人材の登用など、コーディネーターの役割を果たすとともに、実践に基づいた評価をし、改善により、よりよい保健教育を推進する。	○養護教諭の視点を生かして、教育課程の中に保健教育を位置付けるよう働きかける。 ○保健教育の実践に対して、指導助言を行う。
	健康相談	○学校保健安全法による健康相談の位置づけを理解し、養護教諭として対応しようとする。	○健康課題の背景の把握、支援方針・支援方法の検討、校内外の連携というプロセスを踏まえて、児童生徒の発達段階に応じた心身両面からの健康相談を実施する。	○早期発見・早期対応に向けて、心身の健康課題を総合的に捉え、コーディネーターの役割を果たし、校内外の支援体制の充実を努める。	○教職員が行う健康相談に対して、指導的役割を果たすとともに、校外の関係諸機関を含めた支援体制づくりをする。
	保健室経営	○養護教諭の役割と保健室の機能を理解し、実践しようとする。	○学校教育目標を理解し、保健室経営の方針を立て、保健室経営計画を作成し、校内の共通理解を図る。	○学校教育目標の実現に向け、学校保健活動のセンター的役割を果たすよう、保健室経営を工夫・改善する。	○保健室経営の立場から、学校運営についてのビジョンやプランに参画し、教育活動を活性化させる。
	保健管理	○救急処置、健康診断、疾病予防などの、保健管理に関する基礎的知識と技術を身に付け、実践しようとする。	○救急処置や疾病予防などの校内体制に基づき、けがや疾病に対処する。 ○健康診断や学校環境衛生の結果などについてICTも活用しながら健康課題を把握し、学校三師・関係諸機関・保護者と連携し、適切に対応する。	○保健管理について中心的役割を果たすとともにICTを有効に活用したり、組織的な対応をしたりする。	○児童生徒のけがや疾病などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○保健管理の充実に向けて、ICTも有効に活用し、学校、家庭、地域、関係諸機関との協力体制を確立する。
	保健組織活動	○学校保健委員会など、様々な保健組織の意義を理解し、養護教諭として積極的に関わろうとする。	○保健主事とともに、教職員と連携し、学校保健活動を進める。	○保健組織活動に教職員などが主体的に参加できるよう、校内研修などを計画し、啓発を図る。	○近隣の学校などと連携し、地域レベルでの保健活動を推進する。
	学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。	○児童生徒の平常時の安全確保、事故などの未然防止、再発防止を組織的に推進する。 ○学校を取り巻く環境の危機管理について、学校と家庭や地域などとの協力体制を確立する。
	同僚との連携・協働	○社会人として良識ある行動をし、円滑な人間関係をつくらうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして「チーム」として対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに気付く、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	○自らの経験を生かし、自校の課題に中心となって取り組み、組織全体の取組を改善する。 ○学校全体における教職員の特性を踏まえ、役割分担を調整するとともに、教職員の経験に応じた効果的な人材育成の環境を整える。
地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異職種教職員との連携・協力を推進する。	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。	

は養護教諭固有の力を意味する。

愛知県 教員育成指標 【栄養教諭】



ステージ	愛知県が求める 着任時の姿	第1ステージ 教員としての 基盤を固める	第2ステージ ミドルリーダーとして 推進力を発揮する	第3ステージ シニアリーダーとして 牽引力を発揮する
資質・能力				
素養	教育的愛情・使命感・責任感	○児童生徒の伸びようとする姿を促え、愛情をもって寄り添い、支え続け、児童生徒の成長に喜びを感じる。 ○児童生徒の未来を真剣に考えとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。		
	倫理観・人間性・行動力	○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒の手本となるような立ち振る舞いを心がけ、児童生徒との信頼関係を築こうとする。 ○児童生徒の目標・憧れとなるような魅力的な人間性を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組みようとする。		
指導力	自己教育力・創造的思考力	○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、常に創意工夫しながら物事に取り組んでいこうとする。		
	コミュニケーション力	○自分の考えを伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りながら協働的に行動する。		
児童生徒理解	児童生徒理解	○子供の発達段階や成長に関わる基礎的な知識を身に付け、児童生徒理解の意義や重要性を理解し、一人一人に愛情をもち積極的に関わろうとする。	○児童生徒一人一人に愛情をもって接し、児童生徒との関係の中で、心情を捉える。 ○学級・学年への帰属意識を児童生徒に育成する姿勢をもつ。 ○家庭環境などの背景も踏まえて児童生徒を理解し、個々に応じた成長を促そうとする。	○児童生徒の情報共有の場を設定することで、児童生徒を取り巻く状況を的確に捉え、児童生徒の理解を深める。 ○学級・学年などの集団をリードする児童生徒を養成する姿勢をもつ。
	生徒指導	○生徒指導及びキャリア教育の意義を踏まえ、個や集団を指導するための手だてを知り、実践しようとする。	○個性の伸長、社会的資質や行動力の向上などの「生き方教育」「キャリア教育」とも共通する視点をもって児童生徒に対応する。 ○児童生徒一人一人の課題を捉えとともに、保護者の思いを理解し、保護者や他の教職員と協力しながら組織的・継続的に児童生徒に対応する。	○学年・学校全体の児童生徒の特性や状況を的確に捉え、方針や手だてを示しながら、関係教職員や保護者と協力し、組織的・継続的に児童生徒に対応する。 ○経験を踏まえて問題提起や情報提供をしながら、経験の浅い教職員に適切な助言をする。 ○関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。
多様性への理解と教育支援	多様性への理解と教育支援	○人権感覚をもつとともに、児童生徒の個性を尊重し、個に応じた指導・支援をする必要性を認識している。 ○特別支援教育、外国人児童生徒等教育など特別な配慮を必要とする児童生徒の多様な背景を理解しようとするとともに、インクルーシブ教育の大切さを認識している。	○個の特性や背景を捉えながら、適切な実態把握をすることができる。 ○特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じた指導を計画的に推進する。 ○実践を通して、児童生徒の多様性への理解を深めるとともに、合理的配慮に基づいた指導・支援を行う。	○児童生徒一人一人の実態や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるように調整する。 ○児童生徒の多様性を理解するとともに、必要に応じて関係諸機関や専門家などとの連携を推進する。 ○教育支援に関する情報を確実に引き継ぎ、切れ目のない支援を推進する。
	食に関する指導	○食育の推進における栄養教諭の役割及び学校組織・運営、校務分掌を理解し、栄養教諭の専門性を生かした指導をしようとしている。	○児童生徒の実態や学校教育目標を基にした食に関する指導の全体計画を提案するとともに、栄養教諭の専門性を生かし、担任などとの連携・調整を図った食に関する指導を行う。 ○児童生徒の食に関する健康課題などについて、担任などと連携を図り、個別的な相談指導に関わる。 ○他の教員から学んだり、ICTを活用したりして、自分の指導を改善しようとする。	○児童生徒の実態を踏まえ学習指導要領に基づいた食に関する指導内容を企画・調整し、給食献立計画と関連付けながら実践するとともにその評価を行う。 ○学校医等と連携するなど、校内の相談指導体制を整備し、児童生徒の食に関する健康課題等について適切に対応する。 ○児童生徒の主体的な学びを引き出す教材教具の工夫やICTの活用、学級経営や学習方針に沿った指導を展開する。
給食管理	給食管理	○学校給食の管理における栄養教諭の役割及び学校組織・運営、校務分掌を理解し、栄養教諭の専門性を生かした実践をしようとしている。	○学校給食実施基準に基づいた献立を作成し、学校給食の調理、配食等について指導・助言を行う。 ○学校給食衛生管理基準を理解し、適切な衛生管理のために日常点検及び指導・助言を行う。	○児童生徒の成長の特性や地域の実態などに基づいた適切な栄養管理を行うとともにその評価・改善に努める。 ○調理従事者や調理場などの衛生管理について日常的に評価・改善に努めるとともに、学級における衛生管理などを含め適切な指導・助言を行う。
	学校安全・危機管理	○学校安全についての基礎的な知識を身に付け、児童生徒の回りの危険を察知し、回避したり、適切に対応したりしようとする。	○児童生徒の安心安全を第一に考え、危険を予見するとともに対処する。 ○安全や教育効果に配慮した環境を整備し、課題について「報告・連絡・相談」を確実に行う。	○安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。 ○学校の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。
同僚との連携・協働	同僚との連携・協働	○社会人として良識ある言動をし、円滑な人間関係をつくらうとする。	○組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めようとする。 ○他の教職員と積極的にに関わり、疑問点や悩みを相談したり、共有したりしながら、自己改善を進める。	○教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして「チーム」として対応できるようにリードする。 ○互いの課題や悩みに気づき、支え合える環境をつくるとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。
	地域社会との連携・折衝	○教育公務員としての自覚をもち、社会とのつながりを意識して行動する。 ○家庭、地域、関係諸機関との連携の重要性を理解し、積極的に関わろうとする。	○家庭との情報共有に努めるなど、家庭との連携を図り、良好な関係を築く。 ○地域、関係諸機関と必要な連携をとったり、他の教職員の助言を受けたりしながら、適切に対処する。	○地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。 ○他校、異校種の教職員との連携・協力を推進する。
地域社会との連携・折衝	○家庭、地域、関係諸機関へ向けての情報発信とともに、地域資源（ひと・もの・こと）の活用を推進する。 ○家庭、地域、関係諸機関からのニーズの情報収集に努め、協働によって教育活動を推進する。 ○地域に貢献する活動を企画・調整する。			

は栄養教諭固有の力を意味する。

愛知県
教員育成指標
【校長】

※教頭については、【教諭】第3ステージ及び【校長】の指標を参照しつつ、校長の補佐としての役割を意識し、資質・能力の向上を目指したい。



ステージ		トップリーダーとして教育活動を推進する
資質・能力	教育的愛情・使命感・責任感	<ul style="list-style-type: none"> ○校長としての高い見識と専門性に裏打ちされた教育理念をもつ。 ○児童生徒の未来を真剣に考えるとともに、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚する。
	倫理観・人間性・行動力	<ul style="list-style-type: none"> ○高い倫理観をもち、法令を遵守し、児童生徒及び教職員の手本となるような立ち振る舞いに心がけ、児童生徒、保護者、地域等との信頼関係を築こうとする。 ○包容力をもち、児童生徒及び教職員の目標・憧れとなるような魅力的な人間の姿を追求する。 ○自ら行動し、粘り強く、職務に取り組もうとする。
	自己教育力・創造的思考力	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い教養と高い専門性を備えつつ、常に自分の姿を振り返り、向上心を忘れることなく自ら学び続ける意欲をもっている。 ○新たな問題に直面しても、柔軟に対応するとともに、慣習や前例にとらわれず、目的達成のために新たな考えを構築し、取り組もうとする。
	コミュニケーション力	<ul style="list-style-type: none"> ○校内での教職員との日常的な情報共有を大切にするとともに、校外での地域・関係諸機関等との折衝力を高めることに努める。
素養	教育課題の把握・学校経営ビジョンの明示	<ul style="list-style-type: none"> ○国や県、市町村の動向を視野に入れ、時代の流れや地域性を考慮しながら、自校を取り巻く環境の特性を認識するとともに、教育課題を把握する。 ○教育活動の目標や方針、重点目標を定め、具体的な学校運営の企画・改善につながるようなビジョン（到達目標の明確化、実現プロセスの明示など）を示す。
	企画・構想力	<ul style="list-style-type: none"> ○教育目標や方針、重点目標について、学校評価や自己評価を分析し、課題に対して新しい改善策を企画する。 ○時代が求める学校の在り方を常に模索しながら、慣例にとらわれず改革意識をもって新しい発想に努める。 ○市民感覚・民間経営感覚に学び、その考え方、手法などを必要に応じて活用する。
	教職員理解・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員に対する面談や授業観察とともに、教頭などの情報交換を常に行い、教職員の現状把握に努める。 ○分担した教職員の業務を見守るとともに、状況を把握し、支援・助言しながら的確に評価する。 ○教職員の持ち味や新しいアイデアを積極的に引き出し、学校運営に生かす。 ○主任などを中心に教職員の協働性を育むとともに、OJTを推進し、経験の浅い教職員の育成に努める。
	組織運営・人材活用	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員が協働して教育活動を推進するために、職員会議などで具体的な方針や考えを示す。 ○教職員の能力・適性を的確に把握し、一人一人の教職員が意欲をもって活動できる機会や職務を与え、組織を運営する。 ○組織運営を適切に行うことにより、職場環境を適正に保ち、教職員の心身の健康に留意する。
	財務管理	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安全確保という視点から施設管理に努める。また、児童生徒のための教育環境整備という視点からICTや先端技術を含めた備品等の充実に努める。そのために予算の計画的・効率的な執行に努める。 ○事務職員との日常的な連携に取り組み、情報共有に努める。
	学校安全・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安全確保を最優先とし、教育活動における学校安全についての重要性を全教職員に常に意識させる。 ○学校安全マニュアルの遵守と事故・事件の事例を基にした危機管理マニュアルの改善を図るとともに、必要に応じてシミュレーションなどに取り組む。 ○学校の危機管理（事前・事後）について、校内組織と関係諸機関との調整を迅速に図り、的確に判断し、指示をする。
	地域社会との連携・折衝	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域、関係諸機関に対して、学校の教育方針等を発信する機会の確保に努め、明確に説明責任を果たす。 ○家庭・地域からの様々な要望を的確に把握するとともに、地域社会との協力体制を構築し、地域資源を教育活動に生かす。

令和5年度 愛知県教員研修計画一覧

愛知県教員育成指標を踏まえた研修計画一覧の活用

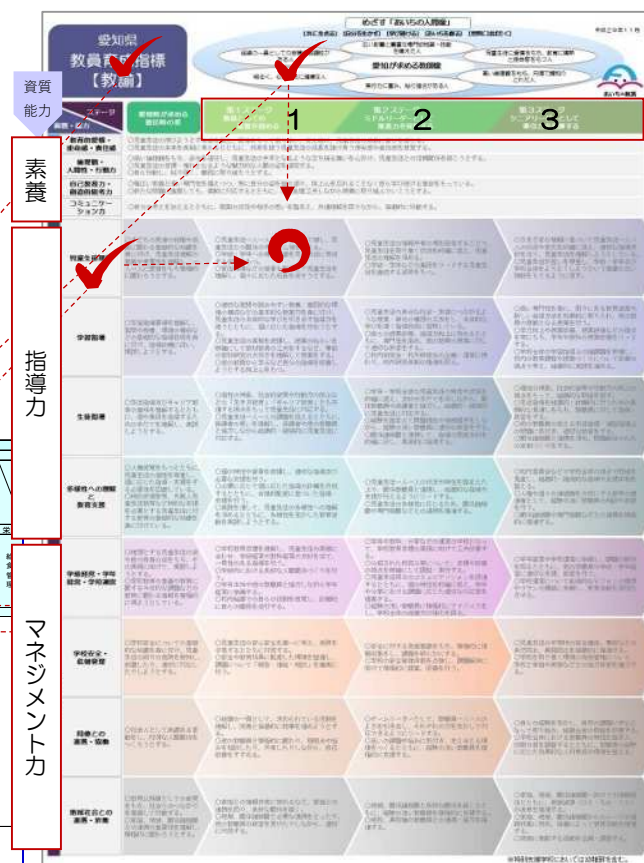
研修計画一覧には、各研修が「愛知県教員育成指標」におけるどのような資質・能力の向上をねらいとしているのかを、右側の「キャリアステージと資質・能力」の部分の該当する箇所に「●」（○は校長の指標用）として示してある。中には、同一の研修であっても、記載に違いのある場合がある。これは、地区ごとの課題に対応したり、年度ごとに扱う重点を変えたりしているなどの理由によるものである。

なお、研修計画一覧（電子版）では、フィルタ機能を活用することで、指標や受講対象者（募集枠、校種、職種等）などから研修を絞り込み、検索することができる。ぜひ、「愛知県教員育成指標」とともに活用して、必要な研修を見つける一助としていただきたい。

■研修計画一覧

ID	主務区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集人数	日程	期日	備考 <会場>	校種		職域指標		指導力		マネジメント力	
									小学校	中学校	教員	スティージ	教諭・専任・非常勤	養護	実務・指導	企画・業務・運営
001	キャリア・アップ	小学校初任者研修	●	小・義務教育学校(前期課程)初任者	500	9	①4/14 ②A/19・B/23 ③A/16 ④B/25 ⑤7/28・⑥7/29・⑦7/30は宿泊研修 ⑧7/28 ⑨A/29・B/10/6 ⑩A/27・B/11/10 ⑪A/29・B/2/16	<総合教育センター> ①校種別で開講<オンライン> ②7/28・③7/29・④7/30は宿泊研修 <東海少年自然の家> ⑤Aは、尾張地区の初任者、Bは、海部・知多・西三河地区の初任者 ⑥校外研修において、教育事務所及び研修採用委員会が実施する研修は別記で定める。	●	●	●	●	●	●	●	●
002	キャリア・アップ	中学校初任者研修	●	中・義務教育学校(後期課程)初任者	250	9	①4/14 ②5/12 ③6/30 ④8/17 ⑤8/18 ⑥8/19 ⑦10/20 ⑧11/17 ⑨2/22	<総合教育センター> ①校種別で開講<オンライン> ②7/17・③7/18・④7/19は宿泊研修、研修実施地<東海少年自然の家>研修採用委員会が実施する研修は別記で定める。	●	●	●	●	●	●	●	●

■愛知県教員育成指標



ID	主管 研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種		該当指標		指導力						マネジメントカ 校長												
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	教諭	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養		養護		栄養	教諭		養護・栄養	養護	給食管理
																							児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な性への理解と教育支援		保健教育	健康相談			
011	義務・セ・西三	キャリア・アップ 西三河地区小中学校初任者研修	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	中核市（岡崎市・豊田市）を除く西三河管内の小中学校の初任者	悉皆	205	5	①5/17 ②8/3 ③9/13 9/20 9/27 10/4 10/11 11/1 11/15 ④10/25 ⑤1/10	①<西三河総合庁舎> ②<西三河総合庁舎> ③<地域別分散> 9/13 岡崎盲学校 9/20・27 刈谷特別支援学校 9/20 三好特別支援学校 10/4・11 にしお特別支援学校 10/11 みあい特別支援学校 11/1 安城特別支援学校 11/15 愛知教育大学附属特別支援学校 ④<小中別:研究発表表参観> 10/25 西尾市立幡豆小学校 知立市立知立南中学校 ⑤<西三河総合庁舎>																							
012	義務・セ・西三	キャリア・アップ 西三河地区小中学校初任者研修 (市町教委)	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	中核市（岡崎市・豊田市）を除く西三河管内の小中学校の初任者	悉皆	各市町ごと	3	4月下旬から2月上旬 (各市町ごと)																								
013	義務・東三	キャリア・アップ 小中学校初任者研修	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	東三河地区の小中学校の初任者	悉皆	110	13	①4/19 ②5/10 ③6/7又は14 ④6/28(分散) ⑤7/26 ⑥8/2 ⑦8/8 ⑧⑨8/24 ⑩~8/25 ⑩10/18(東三) 10/25(支所) ⑪11/8 ⑫11/15 ⑬1/31(分散)	①オンライン ②<豊川市勤労福祉会館> ③<豊橋市総合体育館> ※豊橋と合同開催。 ④<豊川市勤労福祉会館> (支所：オンライン) ⑤<豊川市勤労福祉会館> ⑥<豊川市勤労福祉会館> ⑦<田原文化会館> ⑧⑨<愛知県民の森> ⑩<豊川工科高等学校> (支所：田口高等学校) ⑪オンライン ⑫<豊川特別支援学校> ⑬<東三河総合庁舎> (支所：新城政務総合庁舎) ※校外研修において、市教育委員会が実施する研修は別に定める。																							

ID	主管	研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種			該当指標			指導力						マネジメント力 校長																
											幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	教諭	養護・栄養	養護・栄養	地域社会との連携・折衝	経営室	保健室	保健管理	学校安全・危機管理	財務管理	組織運営・人材活用	教職員理解・人材育成	企画・構想力	課題把握・ビジョン
											給食管理	保健組織	保健活動	養護	栄養																								
014	義務・東三	キャリア・アップ	小中学校初任者研修	小中学校の新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	東三河地区（新城設業）の小中学校の初任者	悉皆	21	17	①4/19 ②4/26 ③5/10 ④6/14 ⑤6/28(分散) ⑥6/7 ⑦7/26 ⑧8/2 ⑨8/8 ⑩⑪8/24,25 ⑫10/11 ⑬10/25(分散) ⑭11/8 ⑮11/15 ⑯1/24 ⑰1/31(分散)	①オンライン ②<新城設業総合庁舎> ③<豊川市勤労福祉会館> ④<豊橋市総合体育館> ※豊橋と合同開催 ⑤オンライン ⑥(東三：豊川市勤労福祉会館) ⑦<北設楽郡内小・中学校> ⑧<豊川市勤労福祉会館> ⑨<豊川市勤労福祉会館> ⑩<田原文化会館> ⑪<愛知県民の森> ⑫<新城市内小・中学校> ⑬<田口高等学校> (東三：豊川工科高等学校) ⑭オンライン ⑮<豊川特別支援学校> ⑯<新城市内小・中学校> ⑰<新城設業総合庁舎> (東三：東三河総合庁舎)												●	●	●	●														
015	高等・七	キャリア・アップ	高等学校初任者研修	新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。	高等学校初任者	悉皆	250	12	①4/11 ②4/18 ③6/6 ④7/4 ⑤8/2 ⑥8/3 ⑦eラーニング ⑧9/19 ⑨10/3 ⑩10/17,10/24 ⑪11/28 ⑫1/30	①⑦⑩<オンライン> ②③④⑧⑨⑪<総合教育センター> ⑤8/2・⑥8/3は宿泊研修<美浜自然の家> ⑧9/19 ⑨10/3 ⑩特別支援学校訪問研修<特別支援学校>													●	●	●	●													
016	高等・七	キャリア・アップ	高等学校初任者研修(授業研修)	新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。	高等学校初任者(新規採用養護教諭<県立>が1日間参加)	悉皆	250	5	①6/20 ②9/26 ③10/31 ④11/14 ⑤1/16	①②③④⑤<高等学校> ※予備日7日間設定 ※一部別会場有り																													
017	特支・七	キャリア・アップ	特別支援学校初任者研修	新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。	特別支援学校初任者	悉皆	100	12	①4/11 ②4/18 ③5/23 ④6/6 ⑤7/4 ⑥7/11 ⑦⑧8/2~8/3 ⑨eラーニング ⑩10/17 ⑪11/7 ⑫2/6	①⑦⑩<オンライン> ②③⑤⑥⑨⑪<総合教育センター> ④特別支援学校訪問研修<特別支援学校> ⑦⑧8/2~8/3 ⑨eラーニング ⑩10/17 ⑪11/7 ⑫2/6																													

ID	主管 区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種										指導力												マネジメント力 校長															
										職種		ステージ								教諭・養護・栄養				養護				栄養				教諭				養護・栄養				養護				栄養			
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な教育支援への理解	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校経営	学校安全・危機管理	連携・協働	同僚との連携・折衝	地域・社会との連携・折衝	経営	保健室	保健管理	保健活動	給食管理									
018	特支・セ	特別支援学校初任者研修 (授業研修)	新任教員に対して、教育公務員特別法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、学習指導及び生徒指導の実践的指導力の育成を図る。	特別支援学校初任者	悉皆	100	5	①6/20 ②9/26 ③10/24 ④11/14 ⑤1/16	①②③④⑤<特別支援学校> ※予備日4日間設定																																						
019	保体・セ	新規採用養護教諭研修	新規採用の養護教諭に対して、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	新規採用養護教諭	悉皆	50	10	①小中義4/19 県立4/11 ②6/2 ③7/7 ④⑤<宿泊研> 小中義8/7~8 県立8/2~8/3 ⑥eラーニング ⑦10/6 ⑧11/7 ⑨12/6 ⑩2/2	①⑥⑩オンライン ②③⑦⑧⑨<総合教育センター> ④⑤<美浜自然の家>																																						
020	保体・セ	新規採用栄養教諭研修	新規採用の栄養教諭に対して、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。	新規採用栄養教諭	悉皆	10	10	①小中義4/19 県立4/11 ②6/9 ③7/7 ④⑤<宿泊研> 小中義8/7~8 県立8/2~8/3 ⑥eラーニング ⑦9/13 ⑧9/29 ⑨11/10 ⑩2/2	①⑥⑩オンライン ②③⑦⑧⑨<総合教育センター> ④⑤<美浜自然の家> ⑧<あいichi小児保健医療総合センター>																																						
021	センター	県立学校新規採用 実習教員・寄宿舎 指導員研修	県立学校の実習教員、寄宿舎指導員としての使命感と職責に対する自覚を高め、その資質の向上を図る。	県立学校新規採用実習教員・寄宿舎指導員	悉皆	30	2	①4/11 ②4/21	①<オンライン> ②<総合教育センター> ※eラーニング研修は全員が受講																																						
022	義務・セ	幼稚園等新規採用 教員研修	新任の教員が、現職研修の一環として、必要とされる素養、指導力、マネジメント力といった資質・能力を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。	令和5年4月1日付で 公立幼稚園等に新規採用 された教員	悉皆	60	9	①4/21 ②7/25 ③7/28 ④7/31 ⑤8/7 ⑥8/8 ⑦8/22 ⑧10/26 ⑨2/9	①<オンライン> ②③④⑦⑧ <総合教育センター> ⑤8/7・⑥8/8は宿泊研修 <美浜自然の家> ⑧保育参観<知多地区>																																						

I D	主管 研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種		該当指標					指導力										マネジメント力										
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養			養護			栄養		教諭		養護・栄養		養護		栄養	
																						児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様性への理解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校経営	学校安全管理	連携・協働	地域の社会との連携・折衝	経営室	保健管理	保健活動	給食管理	
																																					課題把握・ウイジョン
023	センター	小・中学校2年目教員研修	教職経験2年目の小学校、中学校、義務教育学校の教員（※初任者研修を受講した者）を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容についての研修を行い、資質・能力の向上を図る。	小学校、中学校、義務教育学校2年目教員	悉皆	780	1	①8/24 ②8/25 ③8/28	<総合教育センター>		●	●		●						●	●	●															
024	高等・保体	高等学校2年目教員研修	初任者研修または新規採用者研修を受講修了した教職経験2年目の県立学校全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容についての研修を行い、資質・能力の向上を図る。	高等学校2年目教員	悉皆	180	1	11/17	<総合教育センター> ※保健体育課が主管する「防災教育基礎研修」をeラーニングで実施する。				●		●					●	●																
025	特支・保体	特別支援学校2年目教員研修	初任者研修または新規採用者研修を受講修了した教職経験2年目の県立学校全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容についての研修を行い、資質・能力の向上を図る。	特別支援学校2年目教員	悉皆	65	1	8/23	<総合教育センター> ※保健体育課が主管する「防災教育基礎研修」をeラーニングで実施する。						●	●	●	●	●	●																	
026	センター	小・中学校3年目教員研修	教職経験3年目の小学校、中学校、義務教育学校の教員（※初任者研修を受講した者）を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、採用後の2年間を振り返り、愛知の公教育を担う者としての立場や役割及び使命を再認識させるための研修を行う。	小学校、中学校、義務教育学校3年目教員	悉皆	755	0.5	①9/8 ②9/12	<オンライン> ※eラーニング研修あり		●	●		●					●	●	●																
027	教職・セ	高等学校3年目教員研修	愛知県における教職経験が3年目の県立学校全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、採用後の2年間を振り返り、愛知の公教育を担う者としての立場や役割及び使命を再認識させるための研修を行う。とりわけ、不祥事防止の決意を確かなものとし、服務規律のいっそうの確保を図る。	高等学校3年目教員	悉皆	230	1	10/16	<総合教育センター>				●		●	●				●	●	●															
028	教職・セ	特別支援学校3年目教員研修	愛知県における教職経験が3年目の県立学校全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、採用後の2年間を振り返り、愛知の公教育を担う者としての立場や役割及び使命を再認識させるための研修を行う。とりわけ、不祥事防止の決意を確かなものとし、服務規律のいっそうの確保を図る。	特別支援学校3年目教員	悉皆	85	1	10/23	<総合教育センター>						●	●	●	●		●	●	●															
029	義務・セ	幼稚園等中堅教諭資質向上研修	教職経験7年または8年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容についての研修を行い、資質・能力の向上を図る。 本研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行（平成29年4月1日）に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。	公私立幼稚園等7年または8年経験者	悉皆	60	3	①7/27 ②8/1 ③8/18	①②③<総合教育センター> ※共通・選択・保育専門研修…3日 ※園内研修7～10日 ※異校種等研修1日 ※eラーニング研修あり	●											●	●	●														

ID	主管	研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 〈会場〉	校種				該当指標					指導力									マネジメントカ									
											幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	教諭	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	養護	栄養	給食管理
047	保体・セ	キャリアアップ	中堅養護教諭資質向上研修【後期】	教職経験10年経過の全養護教諭を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。	小・中・義務教育・県立学校に勤務する養護教諭のうち、教職経験が10年を経過し、以下の項目に該当する者。平成25年4月1日付け採用者。平成25年4月1日以前の採用者のうち、これまで「10年経験者研修」を受講していない者。及び、弾力化を希望する9年経験者	悉皆	70	5	＜専門研修＞ ①7/27 ②8/16 ③8/25 ＜全体研修＞ 小①8/1 中①8/2 高①7/24 特①7/26 ②異校種等研修(1日)	＜専門研修＞ ①②＜総合教育センター＞ ③＜東海学園大学名古屋キャンパス＞ ＜全体研修＞ ①＜総合教育センター＞ ※10年経験者・弾力化MSは全て受講。弾力化Mは全体研修、Sは専門研修を受講。 ※eラーニング研修あり(全体研修)	●	●	●	●										●	●	●	●	●	●	●	●	●						
048	保体・セ	キャリアアップ	中堅栄養教諭資質向上研修【前期】	教職経験5年経過のすべての栄養教諭を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。	現在、小・中・義務・特別支援学校に勤務する栄養教諭で、平成30年4月1日付け採用者とこれ以前の採用者うち、令和4年度までに「栄養教諭5年経験者研修」を受講していない者	悉皆	25	3	＜専門研修＞ ①7/21 ②8/4 ＜全体研修＞ 小8/18 中8/21 特7/27	①及び全体研修＜総合教育センター＞ ②＜名古屋学芸大学＞ ※eラーニング研修あり(全体研修)	●	●	●	●									●	●	●	●	●						●					
049	保体・セ	キャリアアップ	中堅栄養教諭資質向上研修【後期】	教職経験10年経過の全栄養教諭を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図る。	小・中・義務教育・特別支援学校に勤務する栄養教諭のうち、教職経験が10年を経過し、以下の項目に該当する者。平成25年4月1日付け採用者。平成25年4月1日以前の採用者のうち、これまで「10年経験者研修」を受講していない者。及び、弾力化を希望する9年経験者	悉皆	25	5	＜専門研修＞ ①7/28 ②8/21 ③8/29 ＜全体研修＞ 小①8/1 中①8/2 特①7/26 ②異校種等研修(1日)	＜専門研修＞ ①②③＜総合教育センター＞ ＜全体研修＞ ①＜総合教育センター＞ ※10年経験者・弾力化MSは全て受講。弾力化Mは全体研修、Sは専門研修を受講。 ※eラーニング研修あり(全体研修)	●	●	●	●									●	●	●	●	●	●	●	●	●			●				
050	保体・セ	キャリアアップ	養護教諭少経験者研修(保健管理)	多様化、複雑化する児童生徒の健康課題に対して、養護教諭の専門性を活かした指導・対応が適切にできるよう、講義・演習を行い、基礎力の向上を図る。 ○内容①(R4) 保健教育、健康相談 ○内容②(R5) 救急処置、保健室経営	小中義務教育学校・県立学校の教職2年目と3年目の養護教諭(豊田市・豊橋市の小中学校を除く)	悉皆	100	1	12/25	＜西三河総合庁舎＞ ※内容は①と②を隔年で実施。 令和4年度は①	●	●	●	●											●	●												
051	保体	キャリアアップ	新規採用(任用・替)栄養教諭研修	新規採用研修で習得した学校給食の管理と食に関する指導を両立し、学校における食育推進と学校給食管理をマネジメントする力を養う 【食に関する指導】R5 【給食管理】R4	小中学校・義務教育学校・県立特別支援学校の学校栄養職員から新たに任用された栄養教諭(中核市含む)	悉皆	1	1	8/1	＜生涯学習推進センター＞ ①(終日)	●	●	●	●											●	●												

I D	主管 研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集 予定人数	日数	期日	備考 〈会場〉	校種		該当指標			指導力							マネジメント力 校長													
									幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	教諭	養護教諭	栄養教諭	校長	ステージ			教諭・養護・栄養	養護	栄養	教諭	教諭	養護	栄養	地域社会との連携・折衝	財務管理	危機管理	学校安全	地域社会との連携・折衝		
																		第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ													教諭	養護
									児童生徒		学習指導		生徒指導		多様性への理解と教育支援		保健教育		健康相談		食に関する指導		学校安全・危機管理		連携・協働		同僚との連携		地域社会との連携		保健室		保健管理	
ウイジョン		企画力		課題把握		縦横連携		横断連携		学校経営		食に関する指導		学校安全・危機管理		連携・協働		同僚との連携		地域社会との連携		保健室		保健管理		保健活動		給食管理						
059	センター	キャリアアップ 通級指導担当教員 初心者研修	通級による指導の運営や指導上の諸問題及び指導法についての研修を行い、資質・能力の向上を図る。	・小・中・義務教育学校の通級による指導担当教員の初心者全員 ・高校の通級による指導担当教員のうち、参加を希望する教員 ・盲・聾学校の通級による指導担当教員の初心者 のうち、参加を希望する教員	130	1	6/27	<総合教育センター>		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●												
060	特支	キャリアアップ 通級による指導担 当教員スキルアップ 研修	通級による指導の内容や方法の在り方について、専門的・実践的な研修を実施することにより、通級による指導担当教員の専門性の向上を図る。	小・中学校の通級による 指導担当教員全員	指定	180	1	8/7	<総合教育センター>		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●													
061	特支	キャリアアップ 特別支援教育コー ディネータースキ ルアップ研修	校内における役割や関係機関との連絡調整の仕方、教育支援の在り方等についての研修を実施することにより、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。	特別支援教育コー ディネーター	指定	375	1	【尾張】 6/6 【三河】 5/24	<尾張>瀬戸市文化センター <三河>西三河総合庁舎 ※尾張・三河別に開催	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●														
062	特支	キャリアアップ 特別支援教育コー ディネータースキ ルアップ研修<応 用編>	各地域の特別支援教育の推進役となる特別支援教育コーディネーターを養成するために、特別支援教育コーディネータースキルアップ研修の応用的な内容の研修を実施することにより、特別支援教育コーディネーターとしての更なる専門性の向上を図る。	特別支援教育コー ディネーター（各市町村より 代表1名）	指定	50	1	6/21	<自治センター>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●													
063	高等	キャリアアップ 特別支援教育コー ディネーター研修	高等学校における特別支援教育の推進を図る。 ○特別支援教育コーディネーター相互の連携強化 ○生徒一人一人の教育的ニーズの把握 ○適切な指導及び支援の在り方	県立高等学校の特別支援 教育コーディネーター	181	1	5月-1月	<県立学校等> 18地区に分かれて実施する。実施 期日は地区ごとに異なる。 ・第1回：課程を分けずに実施 ・第2回：課程別実施 ・第3回：全日制課程のみ実施 全日制課程 0.5×3日 定時制課程 0.5×2日														●	●											
064	高等	キャリアアップ 県立高等学校司書 教諭研究会	司書教諭の資質向上と学校図書館の活用 の推進を図る。	県立高等学校の司書教諭	指定	50	0.5	9/29	<愛知県図書館> 3年に一度は受講する。															●	●									

I D	主管 研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種			該当指標			指導力							マネジメントカ 校長											
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	教諭・養護・栄養		養護	栄養	教諭	教諭・企画・構想力	養護・教職人員育成	栄養・人材活用	地域・社会との連携・折衝	財務管理	危機管理	学校安全	地域・社会との連携・折衝	
																					児童生徒理解	学習指導												生徒指導
																				校長														
088	知多事務協	知多地区校務主任研修会	校務主任としての実践的指導力と使命感を養うとともに、職務に必要な知見を深める。	知多地区の小・中学校の校務主任	悉皆	112	0.5	1/17	<東浦町文化センター> <東浦町勤労福祉会館>		●	●							●	●	●													
089	センター	小中学校新任教務主任研修	学校教育が抱える今日的課題についての講義や研究協議、教育法規演習などを通じ、教務主任としての資質・能力の向上を図る。	小・中・義務教育学校の新任教務主任全員 ※集合研修は東三河教育事務所管内の対象者を除く	悉皆	280 除東三(240)	2	①6/20 ②10/13	<総合教育センター> ※eラーニング研修は東三河教育事務所管内の対象者も受講		●	●						●	●	●	●													
090	東三	小中学校新任教務主任研修	学校教育が抱える今日的課題についての講義や研究協議、教育法規演習などを通して、教務主任としての資質・能力の向上を図る。	東三河教育事務所管内の小・中学校の新任教務主任全員	悉皆	40	3	①5/16 ②7/28 ③10/10	①<ライフポートとよはし> ②<豊川市勤労福祉会館> ③<ライフポートとよはし> ※①③は、豊橋市と合同開催。		●	●						●	●	●														
091	丹業事務協	丹業地区教務主任研修会	当面する学校教育の諸問題についての研究を通して、教務主任としての視野を広げ、指導力の向上を図る。	尾張丹業地区の小・中学校教務主任	悉皆	46	1	7/31	<大口町中央公民館>		●	●							●	●														
092	尾張	愛日地区教務主任研修会	地区研究校の実践発表や必要事項の伝達を通じて、教務主任としての指導力の向上を図る。	尾張愛日地区の小・中学校教務主任	悉皆	194	2	①4/21 ②2/16	①<日進市民会館> ②<豊明市文化会館>		●	●							●	●	●													
093	知多事務協	知多地区教務主任研修会	教務主任としての実践的指導力と使命感を養うとともに、今日的課題・次期学習指導要領等職務に必要な知見を深める。	知多地区の小・中学校教務主任	悉皆	112	0.5	8/26	<美浜町総合公園体育館>		●	●							●	●	●													
094	センター	県立学校新任教務主任研修	学校教育が抱える今日的課題についての講義や研究協議、教育法規演習などを通して、教務主任としての資質・能力の向上を図る。	県立学校の新任教務主任全員。(特別支援学校については、高等部に限らない)	悉皆	70	2	①6/14 ②10/10	<総合教育センター> ※eラーニング研修あり				●	●				●	●	●	●													
095	センター	産業教育学科主任研修	産業教育の抱える今日的課題についての講義や協議を通して、産業教育学科主任としての資質・能力の向上を図る。	高等学校産業教育関係学科の学科(系列)主任	指定	90	1	6/13	<総合教育センター>				●	●					●	●	●													

I D	主 管 研 修 区 分	研 修 名	ねらい	受講対象者	募集 予定 人数	日 数	期 日	備 考 ＜会 場＞	校種		該当指標					指導力										マネジメントカ 校長													
									幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	指導力					マネジメントカ 校長													
																					教諭・養護・栄養			養護	栄養	教諭	教諭	養護	栄養	養護	養護	養護	養護	養護	養護	養護	養護	養護	養護
																					児童生徒理解	学習指導	生徒指導																
													食に関する指導	学校安全・危機管理	学校安全・危機管理	連携・協働	地域社会との連携	保健室	健康管理	保健活動	給食管理																		
096	センター	特別支援学校部主事研修	学校運営に関する諸課題について広く研修し、部主事としての資質・能力の向上を図る。	特別支援学校の部主事全員	101	1	12/12	＜総合教育センター＞				●	●			●	●	●	●																				
097	教職	管理職パワーアップ講座(部主事)	機動的な学校運営が行われるようにするため、リーダーシップを発揮し、適切に対処できる資質能力の一層の充実を図る。	特別支援学校の新任部主事(新任部主事がいない学校は部主事各1名)	40	0.5	6/3	愛知県自治センター 会議室E				●	●								●	●	●																
098	センター	園長等運営管理研修	幼稚園教育要領等に基づいた教育内容、当面する幼児教育の諸問題、園長等に対する園運営・管理の専門的な事項について研修し、管理職や指導者としての資質・能力の向上を図る。	国公立幼稚園の園長、公私立認定こども園の園長、公私立保育所の所長、市町村の保育行政担当者 ※以上、全て名古屋市内を含む	55	1	8/2	＜総合教育センター＞	●												○	○							○	○									
099	東三	小中学校新任主幹教諭研修	学校の組織運営体制の充実に向けた主幹教諭としての職務遂行に係る講義・研究協議等を通して、マネジメント・マインドを高めるとともに教諭等をリードするミドルリーダーとしての指導力の向上を図る。	東三地区の小中学校の新任主幹教諭	5	1	5/30	＜東三河総合庁舎＞ ※第1回新任教頭研修と合わせて開催。				●	●			●	●	●	●		●	●	●	●															
100	センター	小中学校新任教頭研修	教頭としての視野を広め、経営能力及び指導力の向上を図る。 ○当面する教育の諸課題 ○学校における危機管理・不祥事防止 ○地域社会との協働 ○人権教育 ○学校安全 ○教育法規 ○人材育成	小中・義務教育学校の新任教頭全員 ※集合研修は東三河教育事務所管内の対象者を除く	120	1	10/27	＜総合教育センター＞ ※eラーニング研修は東三河教育事務所管内の対象者も受講	●	●			●							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
101	東三	小中学校新任教頭研修	当面する学校教育の諸問題及び人権教育、教育法規について研修を行い、教頭としての視野を広め、管理能力及び指導力の向上を図る。	東三地区の小中学校の新任教頭	34	2	①5/30 ②7/25	①＜東三河総合庁舎＞ ②＜ライフポートとよはし＞ ※eラーニング研修は、豊橋市以外の新任教頭が対象。 ※第2回は、豊橋市と合同開催。 また、新任校長研修と合わせて開催。	●	●			●							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
102	西三事務協	西三河地区小中学校校長研修会	管理職としての資質と学校マネジメント力向上を図る。	西三河地区の小中学校校長 ※岡崎市、豊田市、みよし市を除く。	200	1	5/26	＜西三河総合庁舎＞ ※校長研修と教頭研修を隔年で行う。(R5は校長研修)	●	●			○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
103	センター	小中学校新任校長研修	校長としての視野を広め、経営能力及び指導力の向上を図る。 ○当面する教育の諸課題 ○学校における危機管理 ○人権教育 ○学校安全 ○学校組織マネジメントの協働 ○人材育成 ○地域社会との協働	小中・義務教育学校の新任校長 ※集合研修は東三河教育事務所管内の対象者を除く	95	1	11/10	＜総合教育センター＞ ※eラーニング研修は東三河教育事務所管内の対象者も受講	●	●			○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

ID	主管 研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種							該当指標												指導力								マネジメント力											
										職種		ステージ			教諭		養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な教育支援への理解	保健教育	健康相談	食に関する指導	教諭		養護	栄養	教諭		養護	栄養	養護		保健管理	保健活動	給食管理					
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭															校長	第1ステージ			第2ステージ	第3ステージ			校長	教諭				養護	栄養	教諭	養護	栄養
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な教育支援への理解	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校安全・危機管理	学校安全・危機管理	連携・協働	同僚との連携・折衝	地域社会との連携・折衝	経営室	保健管理	保健活動	給食管理											
104	東三	キャリアアップ 小中学校新任校長 研修	当面する学校教育の諸問題及び人権教育、学校経営等について研修を行い、校長としての視野を広め、経営能力及び指導力の向上を図る。	東三地区の小中学校新任校長	悉皆	23	2	①5/23 ②7/25	①<東三河総合庁舎> ②<ライフポートとよはし> ※eラーニング研修は、豊橋市以外の新任校長が対象。 ※第2回は、豊橋市と合同開催。 また、新任教頭研修と合わせて開催。																																							
105	センター	キャリアアップ 県立学校新任教頭 研修	教頭の職務・役割について理解を深めるとともに、管理職としての経営能力や指導力の向上を図る。	県立学校の新任教頭全員	悉皆	70	1	5/16	<総合教育センター> ※R1年度から福利課所管の「メンタルヘルス基礎講座」の教頭対象分を統合。 ※別途eラーニング研修あり（防災に関する資質向上及び意識啓発を図り、各学校における防災教育・防災管理体制の充実を図る内容及びOJTの推進に関する内容）																																							
106	教職	キャリアアップ 管理職員パワー アップ講座 (教頭)	演習、研究協議等を通して、機動的な学校運営が行われるようにするため、リーダーシップを発揮し、適切に対処できる資質能力の一層の充実を図る。	高等学校及び特別支援学校の全教頭	悉皆	349	0.5	6/16	<総合教育センター>																																							
107	高等	キャリアアップ 県立学校教頭研修	管理職としての資質と実践的指導力の向上を図る。 ○マネジメント力	県立学校の教頭	悉皆	350	0.5	1/10	<総合教育センター>																																							
108	センター	キャリアアップ 県立学校新任校長 研修	時代の変化に対応した新しい学校づくりの手法を身に付けるとともに、学校経営者として総合的な組織マネジメント能力の向上を図る。 ○マネジメントに関するワークショップ	県立学校の新任教長全員	悉皆	50	1	5/30	<総合教育センター> ※別途eラーニング研修あり（OJTの推進に関する内容）																																							
109	保体	キャリアアップ 防災教育管理職 研修	新任管理職としての防災に関する資質向上及び意識啓発を図り、各学校における防災教育・防災管理体制の充実を図る。	県立学校の新任教長全員	悉皆	30	1h	6月～9月	新任校長研修の開催日に1時間設定。 ※新年度、校長会研修担当校長から校長会日程を確認した上で、講師の都合を確認して実施日を決定。																																							
110	教職	キャリアアップ 管理職員パワー アップ講座 (校長)	学校の管理・運営上の諸問題について研究協議し、管理職としての資質を養う。	県立学校新任校長	悉皆	49	0.5	5/16	<未定>																																							

ID	主管 研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 〈会場〉	校種				該当指標			指導力								マネジメントカ														
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	職種			ステージ					校長													
																		教諭	養護	栄養	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養				養護		栄養		教諭	教諭	養護	栄養	養護		栄養
																									児童生徒	学習指導	生徒指導	解と教育支援	健康相談	健康相談	食に関する指導	地域社会との連携・折衝					同僚との連携・協働	地域社会との連携・折衝	
								ウイジョン																															
118	教職・セ	西三河地区公立学校の臨時教員等研修	服務、人権教育、教育公務員としての在り方等、教員としての基本的事項についての研修を行うことにより、より一層の資質向上に寄与する。	西三地区の小・中学校の臨時の任用教員、任期付任用教員及び非常勤講師(豊田市を除く)	悉皆	160	0.5	4/13	※午前…臨時的・任期付任用教員(119人) ※午後…非常勤講師(46人) (令和4年度実績)					●	●	●	●						●																
119	教職・セ	東三河地区の公立学校の臨時教員等研修	服務、人権教育、教育公務員としての在り方等、教員としての基本事項についての研修を行うことにより、より一層の資質向上に寄与する。	東三地区の小・中学校の、臨時の任用教員、任期付任用教員及び派遣非常勤講師(養護教諭を含む)	指定	80	1	4/25	<東三河総合庁舎> ※支所は同日開催 ※指導室は別日開催					●	●										●														
120	保体	臨時の任用等栄養教諭・学校栄養職員研修	経験の少ない臨時の任用等栄養教諭・学校栄養職員を対象に、講義・演習を通して学校給食の管理と給食の時間の指導の基礎的な知識の習得と実践力の向上を図る。 ○衛生管理 ○栄養管理 ○給食の時間の指導 ○食物アレルギー対応	小中・義務教育学校・県立学校の経験年数3年未満の臨時の任用・任期付任用栄養教諭・学校栄養職員(中核市含む・市採用職員除く) 【1年未満は悉皆】 【1年以上3年未満は希望者】	悉皆・自由	25	2	①4/28 ②5/26	<愛知県学校給食会>					●	●	●												●											
121	保体	臨時の任用等養護教諭研修会	講義、演習を通して、経験の少ない養護教諭の資質向上を図る。 ○救急処置 ○食物アレルギー対応 ○疾病予防(感染症対応)	小中義務教育学校の臨時の任用養護教諭等【1年未満は悉皆】 【1年以上3年未満は希望者】	悉皆・自由	90	1	8/24	<三の丸庁舎>					●	●													●											
122	保体	臨時の任用等養護教諭研修会	講義、演習を通して、経験の少ない養護教諭の資質向上を図る。 ○救急処置 ○食物アレルギー対応 ○疾病予防(感染症対応)	県立学校の臨時の任用養護教諭等【1年未満は悉皆】 【1年以上は希望者】	悉皆・自由	40	1	7/28	<東大手庁舎>					●	●													●											
123	福利	ストレスマネジメント研修	メンタル不調に陥る代表的なストレス要因である職場や保護者との人間関係を改善するコミュニケーション方法を学び、自らのストレスマネジメントに役立てる。	一般教職員希望者(各校1名まで)	自由	200	0.5	8/30	<総合教育センター(午後)>					●	●	●	●					●	●	●	●														
124	特支	特別支援教育に係る管理職リーダーシップ向上研修	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する適切な指導・支援及び特別支援教育を推進するための校内体制についての研修を実施することにより、管理職としての特別支援教育のリーダーシップ向上を図る。	幼稚園、小・中学校及び高等学校の管理職〔私立学校を含む〕	指定	400	1	11/17	<刈谷市総合文化センター>	●	●	●			○							○	○	○	○														
125	特支	特別支援教育に係る教育課程等研究会	小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒並びに通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒(通級による指導を受ける児童生徒を含む)に対する適切な指導及び必要な支援の在り方に関する研究の成果を発表し、研究協議を通して学習指導等の改善と指導力の向上を図る。	小・中学校の通常の学級担任、通級による指導担当教員、特別支援学級担任	指定	210	1	8/23 8/21	尾張<半田市福祉文化会館> 三河<豊川市勤労福祉会館> ※尾張・三河別に開催					●	●	●	●										●												

ID	主管 研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種							該当指標					指導力					マネジメント力 校長																														
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養			養護		栄養	教諭			養護		栄養		養護			給食管理																			
																						児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な性への理解と教育支援	保健教育		健康相談	食に関する指導	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	地域社会との連携・折衝	経営室		保健管理	保健活動																	
																																									児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な性への理解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	地域社会との連携・折衝	経営室	保健管理	保健活動
幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	教諭	養護	栄養	地域社会との連携・折衝	経営室	保健管理	保健活動	給食管理																										
126	海部事務協 リーダー	海部地区保健主事・養護教諭研修会	学校保健の中心的役割を担う保健主事と養護教諭が合同で、今日的な課題に対応するための研修を行い、資質と能力の向上を図る。 ○保健教育	海部地区の小・中学校保健主事・養護教諭	悉皆	149	0.5	7/26	<津島市生涯学習センター>	●	●						●															●																									
127	西三事務協 リーダー	西三河地区学校保健研修会	学校保健の中心的役割を担う保健主事・養護教諭等学校保健関係者が、今日的な課題に対応するための研修を行い、資質と能力の向上を図る。	西三河管内（中核市とみよし市は除く）の小・中学校の保健主事・養護教諭等学校保健関係者	悉皆	125	1	8/18	<西三河総合庁舎>	●	●						●																																								
128	丹業事務協 リーダー	丹業地区養護教諭研修会	保健管理・保健指導上の諸問題について研修し、養護教諭としての自覚を高め、資質の向上を図る。 ○今日的な健康課題	尾張丹業地区の小・中学校養護教諭	悉皆	49	0.5	12/13	<Home&nicoホール(江南)>	●	●																							●																							
129	愛日事務協 リーダー	愛日地区養護教諭研修会	当面する学校保健に関する諸問題について学び、養護教諭としての資質向上を図る。 ○今日的な健康課題	尾張愛日地区の小・中学校養護教諭	悉皆	—	—	—	<瀬戸市文化センター> ※隔年実施 (R6年実施予定) ※211人予定	●	●																							●																							
130	海部事務協 リーダー	海部地区養護教諭研修会	当面する学校保健に関する諸問題について学び、養護教諭としての資質向上を図る。 ○保健管理	海部地区の小・中学校養護教諭	悉皆	78	0.5	2/27	<津島市生涯学習センター>	●	●																							●																							
131	知多事務協 キャリア・アップ	知多地区養護教諭研修会	当面する学校保健に関する諸問題について学び、養護教諭としての資質向上を図る。	知多地区の小・中学校養護教諭	悉皆	130	0.5	11/17	<常滑市民文化会館>	●	●																							●																							
132	保体 リーダー	学校保健講座	教員を対象とした実践的カリキュラムにより、児童生徒の心身の健康問題に対応するために必要な知識を習得し、指導力の向上を図る。 ○保健教育 ○保健管理	小・中・義務教育学校・県立学校の学校保健担当者(豊田市・豊橋市の小中学校を除く) 【小中 市町村人数指定】 【県立 希望者】	指定・自由	180	1	8/1 8/2	<三の丸庁舎> ※平成30年度から地区で伝達講習をする者(ミドルリーダー) ※90人×2回実施	●	●	●	●																					●																							
133	保体 リーダー	自殺予防等健康課題解決指導者研修会	自殺予防等、喫緊の健康課題解決のための教員の資質・能力の向上を図る。	中学校、義務教育学校、県立学校の教員等(豊田市・豊橋市の中学校を除く)	指定	500	0.5	5/16	<名古屋公会堂>		●	●	●	●	○																				○																						
134	保体 リーダー	防犯教室指導者講習会	近年、県内各市町村教育委員会に報告された不審者情報の数は千件付近を推移し、刃物を出したり連れ去ろうとしたりする、児童生徒の身の安全を脅かす緊急事案も後を絶たない、このような状況に鑑み、各学校の防犯教育の指導者が防犯教室等の実施を通じ、より実践的な安全教育・安全管理を推進することができるようにする。	小中学校、義務教育学校教員(各中学校区から1名、学校安全担当者以外でも可)	指定	300	0.5	5/26	<安城市市民会館> 国委託事業	●	●																									●																					
135	保体 リーダー	県立学校等防犯教育指導者研修会	不審者による児童生徒等への被害が頻発していること等に鑑み、防犯教育指導者の資質向上を図るとともに、学校における防犯教育の充実を図る。	各県立学校(豊橋・瀬戸・豊田・刈谷市立高校・特支含む。)の防犯教育指導担当者	指定	180	0.5	8/3	<総合教育センター>	●	●																										●																				

ID	主管	研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種			該当指標			指導力						マネジメントカ															
											幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	教諭	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養		養護		栄養		教諭		養護		栄養				
																								児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な教育への支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校安全・危機管理・学年学校経営	学校安全・危機管理	連携・協働	地域社会との連携・折衝	保健室	保健管理	保健活動	給食管理
142	義務・セ	リーダー	幼児教育講座	幼児教育に関する専門的な講義や研究協議等（幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針において、教育内容の整合性が図られていることを踏まえた実施に配慮する）を行い、幼児教育の振興及び充実を図る。	公私立幼稚園教諭・公私立保育所保育士・公私立認定こども園教諭、保育士、保育教諭 特別支援幼稚園教諭	指定・自由	300	2	①5/25 ②8/29	<総合教育センター> 令和4年、5年の2年間で協議主題を検討する。	●			●		●	●	●				●	●															
143	義務	リーダー	小・中学校教育課程研究会	学習指導要領について、文部科学省主催の「小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」を受け、その趣旨等の説明及び協議を行い、小学校及び中学校における授業改善の推進を図る。	各市町村において教科等に関わる指導的立場にある教員	指定	435	0.5	8/3, 4	<総合教育センター>		●								●																		
144	高等	リーダー	高等学校教育課程研究員研修会	高等学校教育課程愛知県協議会の円滑な運営を図る。 ○教育課程の編成	県立高等学校の教員	指定	110	1	①②7月	<総合教育センター> 実施期日は、研修班ごとに異なる。 0.5×2日				●																								
145	高等	リーダー	高等学校教育課程愛知県協議会	高等学校の教育課程の編成と実施に向け学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の改善の方向についての理解の深化を図る。 ○教育課程の編成	県立高等学校の教員及び私立・国立の教員のうち希望者	指定・自由	2700	0.5	8月	<総合教育センター> 実施期日は、研修班ごとに異なる。				●	●	●				●																		
146	特支	リーダー	特別支援学校教育課程講習会	学習指導要領改訂の趣旨及びその内容等についての伝達講習を行い、特別支援学校における教育の改善及び充実を図る。	特別支援学校の各部教務主任	悉皆	100	1	8/22	<にしお特別支援学校>				●	●					●																		
147	センター	スキル・アップ	保育技術講座	講義や研究協議等によって、子どもの発達課題や特性に応じた保育を進めるために必要な専門技術を身に付け、指導力の向上を図る。	・国公立幼稚園の主任（主査）及び中堅教員 ・公立保育所の主任及び中堅保育士 ・公立認定こども園の主任及び中堅教員、保育士、保育教諭 ・特別支援幼稚園教諭 ※以上、全て名古屋を含む	指定・自由	55	2	①8/3 ②8/4	<総合教育センター>	●										●																	
148	センター	リーダー	道徳推進講座	道徳科についての講義や研究協議を通して、道徳教育、心の教育のいっそうの充実を図る。	【公立幼稚園】主任及び教諭 【小・中・義】道徳教育推進教師 ※自由応募 【私立幼稚園・公立認定こども園】主任及び教諭、保育教諭	指定・自由	70	0.5	7/26	<総合教育センター> ※eラーニング研修あり	●	●	●							●																		
149	義務	リーダー	道徳教育パワーアップ研修会	道徳科の指導方法・評価に関する改善等について、学校の管理職、道徳教育推進教師等に周知する。 研究推進校の指導内容・方法、評価等の改善に関する取組について協議等を行うことを通じて、道徳教育の抜本的改善・充実を図る。	道徳教育推進の核となる教員（校長・教頭・主幹教諭・教務主任・道徳教育推進教師・指導員）等	指定	200	0.5	1/29	<オンライン>	●	●		○		○	●	●			●		○															

ID	主管	研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種				該当指標				指導力				マネジメントカ																		
											幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	教諭	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養		養護		栄養	教諭		養護・栄養		養護		地域・社会との連携・折衝	学校安全・危機管理	財務管理	組織運営・人材活用	教職員理解・人材育成	構想・企画力	課題把握・ヴィジョン
																								児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な教育への理解と支援		保健教育	健康相談	食に関する指導	学校安全・危機管理	連携・協働	同僚との連携							
											幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	教諭	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な教育への理解と支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校安全・危機管理	連携・協働	同僚との連携	地域・社会との連携	保健室	保健管理	保健活動	給食管理			
158	生涯学習		東三河地区人権教育指導者研修会	人権意識・人権感覚を高め、地域の人権教育・啓発活動のさらなる推進を図る。 ○人権にかかわる講演 ○人権啓発DVD視聴	小中学校人権教育担当	指定	70	0.5	8/3	<豊川市勤労福祉会館>	●	●																													
159	高等	スキル・アップ	リーディングスクール事業地区別授業研修	研究授業及び協議を通して、先進的な英語教育の取組成果等の各地区への普及還元を図る ○学習指導	県立高等学校の英語教員、中学校の英語教員、小学校の英語教員	指定・自由	1569	1	6月-1月	<拠点校等> 研修推進校のうちの4校で計画中。実施期日は地区ごとに異なる。 0.5×2日	●	●	●											●	●																
160	高等	キャリア・アップ	リーディングスクール事業拠点校連絡協議会	授業参観及び研究協議を通した、表現力や即興的なコミュニケーション能力等の育成に関する情報共有を図る ○学習指導	拠点校20校の英語教員	指定	30	0.5	①6月 ②冬休休業中	<拠点校>																															
161	センター		教育相談特別研修	総合教育センター及び愛知教育大学において、教育相談に関する研究を通して研修を行う。	教職経験がおおむね10年から20年のもので、校長が認めた高等学校教員	指定	3	1年	4月から3月まで	<愛知教育大学：週3日> <総合教育センター：週2日>											●	●	●	●																	
162	センター	リーダー	小中学校社会体験型教員研修	豊かな見識と広い視野に立った教育力を培わせ、新たな教育を推進するリーダーの養成を図る。 教員に学校以外の諸施設で、多様な体験を積み重ね、企業等の人材育成、人事管理等を学び、学校運営に生かす。 社会の構成員としての視野を広げ、「持続可能な社会の創り手」を育成する学校づくりに役立つ。	正規教員としての教職経験が原則として6年以上の教諭で、本県の教員として3年以上勤務している小・中学校教員。年齢はおおむね30歳以上45歳未満の者。ただし、派遣年度に中堅教諭等資質向上研修後期対象者になる者は除く。	指定	3	1年	4/1~3/31	具体的な研修内容は派遣先と協議する。	●	●									●	●	●	●																	
163	義務・センター	リーダー	大学院及び教職大学院派遣研修	現職のまま、愛知教育大学または新教育大学(兵庫・上越・鳴門)において、長期にわたって研修・研究を行う。	小・中・義・特	指定	24	2年		<愛知教育大学、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学>	●	●	●	●												●	●														
164	特支	リーダー	愛知教育大学特別支援教育特別専攻科内地留学研修	特別支援教育分野の専門的知識や技術を習得し、資質・能力の向上と指導力の充実を図る。	小・中・義・特	指定	小中2 特2	1年		<愛知教育大学>	●	●	●	●																											
165	特支	リーダー	国立特別支援教育総合研究所特別支援教育専門研修	特別支援教育分野の専門的知識や技術を習得し、資質・能力の向上と指導力の充実を図る。	小・中・義・特	指定	小中2 特3	2か月程度		<国立特別支援教育総合研究所>	●	●	●	●								●	●	●																	
166	センター	スキル・アップ	看護科講座	講義や協議を通して、学習指導要領を踏まえた指導と評価の在り方及び看護科教育に関する現状と課題について理解を深め、指導力の向上を図る。	【自由応募】 私立高等学校を含む高等学校の看護科教員	指定・自由	40	1	8/17	<総合教育センター>			●																												

I D	主管 研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定 人数	日 数	期 日	備考 <会場>	校種										該当指標										指導力							マネジメントカ								
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養				養護			栄養	教諭	教諭	養護	栄養	地域・社会との連携・折衝	財務管理	危機管理	学校安全	地域・社会との連携・折衝	給食管理						
																						児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様な性への理解と教育支援	保健教育	健康相談	食に関する指導	学校安全・危機管理											連携・協働	地域・社会との連携・折衝	経営室	保健管理	保健活動	給食管理
183	保体 アップ	学校体育実技武道認定講習会	公立中学校及び県立学校の体育担当教員が、武道指導に関する幅広い知識及び技能を習得し、指導力を向上することにより学校体育の充実を図るとともに武道の段位取得を促進する。	中学校・県立学校等の保健体育担当教員で、原則として前年に武道（柔道）養成講習を受講した者	指定	31	4	11/7～11/10	<愛知県武道館> ※段位審査を内容に含む 中学校(16)・県立学校(15)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
184	保体 アップ	県立学校等体育担当者会	県立学校等の保健体育科主任等を対象に、学校体育に関する事業内容の周知を図るとともに、学習指導要領の解説等、教科「保健体育」の授業改善を目的とした情報提供を行い、本県における学校体育の充実を図る。	保健体育科教諭各校1名	指定	215	0.5	4/14	<愛知県総合教育センター>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
185	保体 アップ	県立学校等体育担当者研修会	県立学校等の保健体育担当教員に学校体育指導に関する情報の提供を行うとともに、指導上の課題や取組を研究協議し、各学校における保健体育指導の充実を図る。	保健体育担当教員各校1名	指定	215	0.5	11/24	<西三河総合庁舎>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
186	高等 専門	県立高等学校教育課程課題研究（人権、総則、保健体育以外）	各年度における教科指導上の課題研究と、その成果の還元による県全体の学習指導の充実を図る。 ○学習指導	県立高等学校の教員で学校長から推薦のある者	指定	80	2～2.5	①～⑤ 6月-1月	<総合教育センター> 実施期日は、研究班ごとに異なる。 0.5×4～5日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
187	保体 アップ	小・中学校体育担当者会議	小・中学校における体育担当教員の資質向上及び体育指導の充実を図る。	県内の公立小学校体育担当教員及び中学校保健体育科教員	指定	200	0.5	1/16 1/17	1/16三河（西三河総合庁舎） 1/17尾張（愛知県教育会館）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
188	保体 アップ	体育担当教員講習会	中学校で必修となった武道及びダンスを円滑に実施できるよう、指導方法や指導上の留意点を中心とした講習会を開催し、体育担当教員の武道及びダンスの指導力向上を図る。	小中学校体育担当教員	指定	150	1	6/27 6/28 10/20 10/24 10/25	体づくり運動<碧南市臨海体育館> ダンス<一宮市総合体育館> 少林寺拳法<愛知県武道館> 柔道・剣道<愛知県武道館>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
189	丹葉 事務協	丹葉地区体育実技指導者講習会	児童生徒の体力向上や意欲を高める効果的な指導法について研修し、体育指導者としての資質の向上を図る。	小学校教員及び中学校体育科教員	指定	120	0.5	8/18	KTXアリーナ 江南市スポーツセンター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
190	丹葉 事務協	丹葉地区学校体育担当者研修会	体育指導の重点について研修するとともに、運動部活動の指導法の研修や体育関係行事の連絡調整を図る。	小学校体育担当教員及び中学校保健体育科教員	指定	46	0.5	1/31	<扶桑町総合体育館>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
191	知多 事務協	知多地区体力づくり研修会	体力づくりの実践意義および指導方法について知り、実践者の能力向上を図る。	知多地区の小中学校教諭	指定	60	0.5	9/29	<メディアス体育館おおぶ>	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						

I D	主管 研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集 予定 人数	日 数	期日	備考 <会場>	校種		該当指標			指導力				マネジメントカ 校長															
									幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養		養護		栄養	教諭	企画・構想力	・教員理解 ・人材育成	・組織運営 ・人材活用	財務管理	危機管理	学校安全	地域社会との 連携・折衝
																					児童生徒 理解	学習指導	生徒指導	多様性への 理解と教育 支援									
									養護	栄養	養護	養護	養護	養護	養護	養護																	
																	幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	児童生徒 理解	学習指導	生徒指導	多様性への 理解と教育 支援	保健教育
217	センター	発達障害の理解と支援講座 行動への支援①	児童生徒の行動面への問題は、特別支援教育に限定されない教育全体における大きな課題の一つである。本講座では、「行動」に関する基礎的な内容について理解する。	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員	e L	-	-	<eL> 【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
218	センター	発達障害の理解と支援講座 行動への支援②	「行動への支援①」講座の内容を踏まえて、「褒めること」の重要性や「罰的な対応」の問題点について理解を深める。	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員	e L	-	-	<eL> 【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
219	センター	発達障害の理解と支援講座 感情マネジメント	発達障害がある児童生徒は、ストレスに上手に対処することが難しいために、時には感情に振り回される。「感情をマネジメントする」ための支援方法を理解することをねらいとする。	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員	e L	-	-	<eL> 【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
220	センター	事例研究の意義と進め方	事例研究の意義と進め方を理解し、事例報告書の作成を通して、児童生徒についての情報収集、状況の見立て、支援検討のポイントを学習することをねらいとする。	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員	e L	-	-	<eL> 【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
221	センター	児童生徒の悩みを生かす教育相談講座	地域・学校における教育相談の推進に向けて、他職種の専門性を理解し、個別の事例に対応した校内・校外の連携をコーディネートする人材の育成を図る。	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員	e L	-	-	<eL> 【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
222	センター	外国人児童生徒教育の現状と課題	外国人児童生徒増加と多様化の背景や取り巻く環境、愛知県の実情について学ぶ。また、日本語指導、教科指導、進路指導、適応指導についての取り組み方や課題についても理解を深める。	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員	e L	-	-	<eL> 【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
223	センター	ESD推進講座	ESD (Education for Sustainable Development 持続発展教育) は持続可能な社会を構築するための担い手づくりであり、その視点は学習指導要領にも取り入れられている。ESDについて学び、それを学校教育にどのように取り入れるか考える。	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員	e L	-	-	<eL> 【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
224	センター	SDG s理解講座 A SDG s達成に向けた JICAの取組	SDG sを理解し、教師が児童・生徒とともに教育現場から行動できるきっかけを作る。	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員	e L	-	-	<eL> 【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
225	センター	SDG s理解講座 B SDG s達成に向けた学校の実践例	SDG sを理解し、教師が児童・生徒とともに教育現場から行動できるきっかけを作る。	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員	e L	-	-	<eL> 【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					

I D	主管 研修区分	研修名	ねらい	受講対象者	募集	予定人数	日数	期日	備考 <会場>	校種										該当指標							指導力								マネジメント力 校長									
										幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	校長	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	校長	教諭・養護・栄養			養護		栄養	教諭	教諭	養護	栄養	養護	養護	給食管理										
																						児童生徒理解	学習指導	生徒指導	多様性への理解と教育支援	保健教育									健康相談	食に関する指導	学校安全・危機管理	学校安全・連携・協働	同僚との連携・折衝	地域社会との連携・折衝	保健室経営	保健管理	保健活動	給食管理
250	センター アップ	いじめの組織的な未然防止講座	いじめはどの学校でも起こりうるものであり、命に関わる問題である。いじめ防止対策推進法にあるように、いじめの未然防止に向けた組織的な対応を行うための方策等についての理解を深めることを目指す。	幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 特別支援学校の教職員	e L	-	-		<eL>【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●		●																	
251	センター アップ	総合的な学習の時間講座～探究の扉を開く～	新学習指導要領を踏まえ、「総合的な学習の時間」での探究的な学習についてその意義や特徴の理解を深めることで、子どもたちに求められる資質・能力を確実に身に付けさせるための指導力を養う。	幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 特別支援学校の教職員	e L	-	-		<eL>【自由応募】	●	●	●	●	●	●	●										●																		
252	センター アップ	生活科講座～基礎・基本から考える～	新学習指導要領を踏まえ、生活科指導の基礎・基本について理論面、実践面の両面から理解を深めることで、子どもたちに求められる資質・能力を確実に身に付けさせるための指導力を養う。	幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 特別支援学校の教職員	e L	-	-		<eL>【自由応募】	●	●	●	●	●	●																													
253	センター アップ	高等学校におけるキャリア教育の進め方講座	高等学校教員のキャリア教育指導に必要な知識や技術の習得の機会として、キャリア教育の最新動向を知り、キャリアパスポート等の理解を深めることで、自校におけるキャリア教育の充実を図るとともに、教員としての資質の向上を目指す。	幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 特別支援学校の教職員	e L	-	-		<eL>【自由応募】	●	●	●	●	●	●												●																	
254	センター アップ	高等学校情報科講座～情報Ⅰ「プログラミング」	「情報Ⅰ」の「コンピュータとプログラミング」、「情報通信ネットワークとデータの活用」の内容を自主的に学び、教員としての資質・能力の向上を目指す。	幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 特別支援学校の教職員	e L	-	-		<eL>【自由応募】	●	●	●	●	●	●																													
255	センター アップ	刈払機安全衛生教育講座	実験・実習、校内緑地管理時における刈払機の安全で効率的な利用のための知識・技術等を習得し、安全教育の充実と教科指導力の向上を図る。	幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 特別支援学校の教職員	自由	20	1	8/1	<農業教育共同実習所>	●	●	●	●	●												●		●																